

むかわ町公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年策定

令和 4（2022）年改訂

むかわ町

■ 目 次 ■

第1章 はじめに	1
1-1 本計画の策定及び改訂の背景・目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の対象	3
1-4 計画の期間	3
1-5 進行管理	4
1-6 計画の構成	5
1-7 計画策定から改訂までの経過	5
1-8 計画の改訂にあたっての留意事項	7
1-9 注意事項	7
第2章 公共施設の現状と課題	8
2-1 人口の状況	8
2-2 財政の状況	10
2-3 公共施設の現状	12
2-4 公共施設の更新費用の見通し	16
2-5 公共施設の課題	27
第3章 基本姿勢・基本方針	28
3-1 基本姿勢	28
3-2 基本方針	31
3-3 対策の実績	34
第4章 建築系公共施設の施設類型ごとの基本方針	37
4-1 学校教育系施設	37
4-2 町民集会系施設	38
4-3 社会教育系施設	40
4-4 産業・観光・交流施設	42
4-5 子育て支援施設	44
4-6 保健・福祉施設	45
4-7 医療施設	46
4-8 行政系施設	47
4-9 公営住宅	49
4-10 公園施設	51
4-11 その他施設	52
第5章 インフラ系公共施設の施設類型ごとの基本方針	54
5-1 道路	54
5-2 橋梁	55
5-3 上水道	56
5-4 下水道	57
5-5 公園	58

第1章 はじめに

1-1 本計画の策定及び改訂の背景・目的

むかわ町は、旧鶴川町と旧穂別町が合併して誕生したまちであり、旧町はそれぞれ、高度成長期以降、人口増加を前提としたまちづくりを進めてきました。

人口増加に伴い拡大する行政需要に対応するための施設整備を進めてきましたが、近年では、施設整備当時より大幅な人口減少となっています。

また、類似機能を有する施設が重複する形となっており、さらには、合併特例措置の終了や人口減少等により財政状況が厳しくなっていることから、現存する施設のすべてを更新・維持していくことは困難だと考えられます。

そこで、本町が所有する公共施設の現状と課題を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、効率的、効果的な公共施設の運営と将来を見据えた最適な配置を戦略的に推進するため、平成 29（2017）年 3 月に「むかわ町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画の策定時から、計画方針に基づき公共施設の長寿命化等を進めてきましたが、平成 30（2018）年北海道胆振東部地震が発生し、震災からの復旧状況及び復興を見据えた施設等の維持管理方針再構築の必要性が生じました。

また、令和 3（2021）年の国からの要請により、公共施設等の各個別施設計画の内容を反映させた公共施設等総合管理計画の見直しが求められ、本町の課題でもある「公共施設等の急速な老朽化」に対応すべく、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が必要となります。

こうした経緯から、震災からの復旧状況を考慮し、公共施設等の維持管理方針の再検討を行いつつ、建築系公共施設の個別施設計画の策定を進め、各個別施設計画の内容を反映させ本計画を改訂するものです。

1-2 計画の位置づけ

インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、国は平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。これを受けて国・自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画を策定するべく、総務省より「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26（2014）年 4 月 22 日総務大臣通知）において、各自治体に対して「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請があり、平成 29（2017）年 3 月に「むかわ町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

「むかわ町公共施設等総合管理計画」は、人口減少・高齢化・財政課題など町の今後の社会・財政情勢に対応した「公共施設全般の基本方針」を定めるものです。そのため「むかわ町まちづくり計画」を上位計画としつつ、公共施設に関する個別施設計画の方針を定める総合的かつ全町的な計画と位置づけられます。各個別施設計画では、「公共施設等の急速な老朽化」に対応すべく、「新しく造ること」から「賢く使うこと」を念頭に、施設個々の取組方針等を定め、本計画と連動を図ります。

また、「むかわ町過疎地域持続的発展計画」など、関連する計画と連携を図り計画を推進していきます。

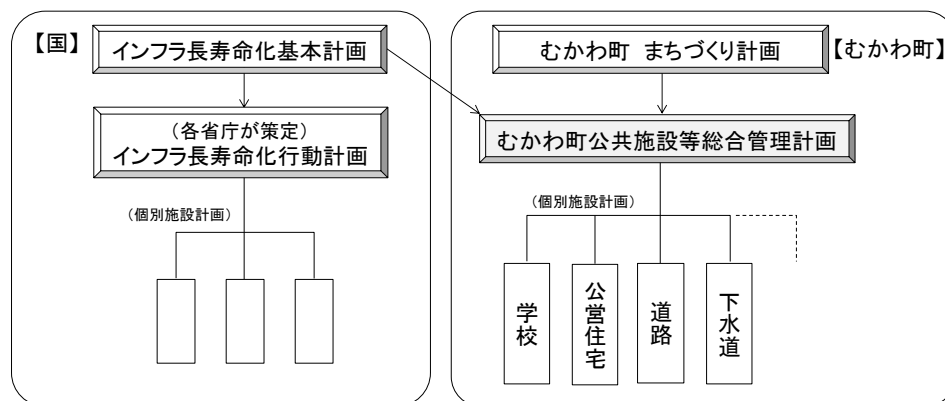


図 1-1 計画の位置づけ（概念図）

1-3 計画の対象

公共施設には学校教育施設や町民集会系施設、公営住宅などの「建築系公共施設」のほか、道路、橋梁、上下水道などの「インフラ系公共施設」があります。

本計画の対象は、町が保有する全ての「建築系公共施設」と「インフラ系公共施設」です。

なお、本計画策定時の平成 28（2016）年度末と令和 3（2021）年度末の建築系公共施設を比較すると、施設数や建物数は減少していますが、平成 30（2018）年北海道胆振東部地震の震災の影響により、復旧・復興に伴う施設需要の変化に対応してきたことから延べ床面積は微増となっています。

表 1-1 建築系公共施設の保有状況の比較

分類	H28（2016） 年度末 施設数	H28（2016） 年度末 建物数（棟）	H28（2016）年度末 延べ床面積		R3（2021） 年度末 施設数	R3（2021） 年度末 建物数（棟）	R3（2021）年度末 延べ床面積	
			（㎡）	（構成比）			（㎡）	（構成比）
学校教育系施設	15	86	28,492	18.8%	13	74	27,609	18.2%
町民集会系施設	25	27	8,251	5.4%	24	26	8,475	5.6%
社会教育系施設	21	26	15,580	10.3%	21	26	14,910	9.8%
産業・観光・交流施設	13	54	20,016	13.2%	14	55	20,107	13.2%
子育て支援施設	6	7	2,684	1.8%	7	8	2,951	1.9%
保健・福祉施設	8	10	4,594	3.0%	8	10	4,594	3.0%
医療施設	6	15	7,736	5.1%	6	15	7,736	5.1%
行政系施設	19	31	7,821	5.2%	19	31	8,053	5.3%
公営住宅	29	175	39,436	26.0%	30	173	41,439	27.2%
公園	9	9	422	0.3%	9	9	422	0.3%
水道施設	17	29	2,606	1.7%	16	25	2,496	1.6%
下水道施設	4	6	3,147	2.1%	4	6	3,147	2.1%
その他	31	56	10,641	7.0%	29	49	10,140	6.7%
合計	203	531	151,427	100.0%	200	507	152,079	100.00%

1-4 計画の期間

公共施設の計画においては、建物の更新周期を踏まえた長期的視点での取り組みが必要であることから、策定当初、計画期間は平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間としていました。

しかし、平成 30（2018）年北海道胆振東部地震の影響により、復旧・復興に伴う施設需要に対応してきたことなど、計画策定当初の実態からの変化を考慮し、計画の見直しが必要な状況となりました。

また、国からの計画見直しの要請もあることから、本計画期間を見直し、令和 4（2022）年度から令和 23（2041）年度までの 20 年間とします。

ただし、時代の変化や社会情勢にあった柔軟な対策実施を図るため、計画期間の途中でであっても必要に応じて計画を見直します。

1-5 進行管理

本計画の推進は、長期的かつ総合的な視点での対応が必要となります。

推進に向けた全庁的、横断的な体制を構築し取り組むとともに、まちづくり計画等の各種計画との整合性を図ります。

また、住民や利用者等の施設に関わる町民が、主体的に考える過程が必要であるため、町民参加の機会を設けます。

(1) 庁内の取り組み体制

- ・ 庁内課長等会議や行政改革推進本部などの既存の会議を活用し、全庁的・横断的な体制を構築し、情報の共有や進捗の把握、点検を行っていきます。
- ・ 本計画に係る具体的な事業の検討と実施は個別施設計画等の整合や調整を図るとともに、まちづくり計画実行計画でとりまとめ、予算編成で対応していきます。

(2) 町民参加機会の確保

- ・ むかわ町まちづくり基本条例第 12 条第 3 号の規定に基づき、広く町民が利用する公の施設の新設又は廃止、利用方法に関する事項については、町民参加を推進し、町民の意思を尊重し進めていきます。
- ・ また、公共施設の機能の検討や、その運営などにも民間のノウハウや町民の主体性を活かした協働による管理を進めていきます。

(3) フォローアップ（進捗管理と改善）の体制

- ・ 計画を着実に進め、かつ、情勢変化に柔軟に対応するため、計画の進捗状況と公共施設の現状を定期的に把握し、行政改革推進委員会へ報告・点検を行い、必要に応じて計画の改善を行います。
- ・ 計画の改善においても、上記（1）（2）に示す庁内と町民参加の体制において検討を行い、適宜議会報告と町民への公表を行い、町民の理解と協力のもと実施します。

1-6 計画の構成

第1章では本計画の背景・目的などを整理し、第2章では人口や財政の状況と公共施設の現状と更新費用の見通しを示しています。

第3章では公共施設全体に対する「基本姿勢・基本方針」を示し、第4章と第5章ではその「基本姿勢・基本方針」を踏まえて施設分類別の具体的な方針について「建築系公共施設」と「インフラ系公共施設」に分けて述べています。

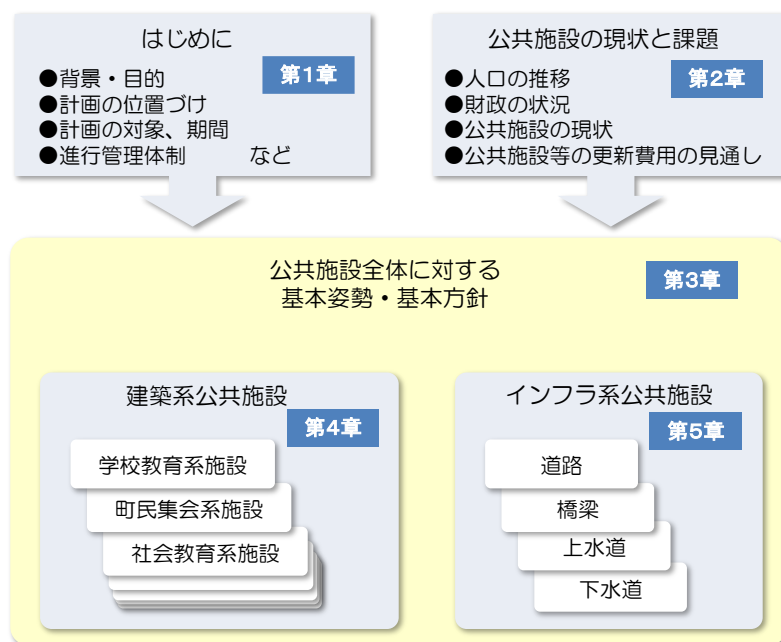


図 1-2 計画の構成

1-7 計画策定から改訂までの経過

計画策定の前年度である平成 27（2015）年度に、町が保有する公共施設の現状調査を行い、その結果を「むかわ町公共施設白書」としてとりまとめました。

また、平成 28（2016）年度には、町民の公共施設に対する考えや意見を幅広く聴くため、町内世帯を対象とした「むかわ町公共施設等に関する町民アンケート」を実施しました。「むかわ町公共施設白書」と町民アンケート結果を参考としながら、庁内各課との意見交換や議会報告を経て計画を策定しました。

そして今般、平成 30（2018）年北海道胆振東部地震からの復旧・復興に伴う計画の見直しと、国からの要請を踏まえ、令和 3（2021）年に公共施設等の調査・分析を行いました。内容としては、各公共施設の「老朽化率」と「面積当たりの年間維持管理コスト」の2軸から偏差値を用いて施設の状況を数値化して分析を行いました。偏差値を用いて分析したため、平均値から極端に乖離している施設などについては、その理由や課題を抽出し、施設の方向性を決める参考材料としました。また、施設の老朽化状況の把握と将来を見据えた施設の利活用を判断するための参考材料として、すべての町民集会系施設と一部の学校教育施設及び子育て支援施設を視察し、評価を行いました。その結果を踏まえたうえで施設の方向性を検討し、令和 4（2022）年に計画の改訂を行うものです。

表 1-2 計画策定及び改訂の経過

開催時期	調査・会議等の名称	概要
H27. 6～H28. 3	むかわ町公共施設白書の作成	・公共施設の現状調査と課題把握
H28. 6. 21	平成 28 年第 3 回むかわ町議会全員協議会	・「むかわ町公共施設白書」の報告
H28. 9. 1 ～H28. 9. 30	むかわ町公共施設白書概要版の配布と、むかわ町公共施設等に関する町民アンケートの実施	・広報誌とあわせて、白書概要版とアンケート調査用紙を全世帯へ配布 ・公共施設に対する意見など
H28. 10 ～H28. 11	むかわ町公共施設等に関する町民アンケートの分析	・アンケート結果の集計 ・集計結果の庁内共有と検討 ・アンケート結果報告書の作成
H28. 11. 24 ～H28. 12. 5	施設所管課ヒアリング	・施設方針についての意見交換
H28. 12. 1	むかわ町公共施設等に関する町民アンケート結果報告書の公表	・広報誌とあわせて、アンケート結果報告書を配布し、町公式ホームページ上にも公表
H28. 12. 16	平成 28 年第 1 回むかわ町行政改革推進本部会議	・施設所管課ヒアリングを経て作成した計画（案）についての審議
H28. 12. 26	むかわ町公共施設等総合管理計画（案）について諮問	・計画（案）について、むかわ町行政改革推進委員会に諮問
H28. 12. 26	平成 28 年度第 1 回行政改革推進委員会	・「むかわ町公共施設等総合管理計画（案）」についての審議
H29. 1. 27	平成 29 年第 2 回むかわ町議会全員協議会	・計画策定に係る経過報告
H29. 2. 1 ～H29. 2. 21	パブリックコメントの実施	・広報誌とあわせて、パブリックコメントの募集案内を全世帯へ配布し、町公式ホームページ上にも掲載
H29. 3. 24	平成 28 年度第 2 回行政改革推進委員会	・「むかわ町公共施設等総合管理計画（案）」について審議
H29. 3. 28	むかわ町公共施設等総合管理計画（案）について答申	・計画（案）について、むかわ町行政改革推進委員会より答申
H29. 3. 30	むかわ町公共施設等総合管理計画の決定	・むかわ町公共施設等総合管理計画について決定
H29. 3. 31	むかわ町公共施設等総合管理計画の公表	・町公式ホームページにおいて公表
R3. 11. 10 ～R4. 3. 31	むかわ町公共施設等総合管理計画改訂に向けた調査・分析	・公共施設の老朽化、コスト分析による課題抽出
R4. 4. 1 ～R4. 8. 31		・公共施設の老朽化状況実態把握及び将来を見据えた施設利活用に向けた視察・調査 ・調査結果及び現状分析を踏まえた課題整理 ・施設方針についての意見交換 ・各施設の方向性を検討
R4. 6. 17	令和 4 年度第 2 回むかわ町議会全員協議会	・計画策定にかかわる概要説明
R4. 10. 21	むかわ町公共施設等総合管理計画改訂（案）について諮問	・計画（案）について、むかわ町行政改革推進委員会に諮問
R4. 10. 26	令和 4 年度第 5 回むかわ町議会全員協議会	・「むかわ町公共施設等総合管理計画（案）」「むかわ町個別施設計画（案）」経過報告
R4. 11. 1 ～R4. 11. 15	パブリックコメントの実施	・広報誌とあわせて、パブリックコメントの募集案内を全世帯へ配布 ・本庁舎と穂別総合支所にて改訂（案）の閲覧に対応
R4. 11. 30	むかわ町公共施設等総合管理計画改訂（案）について答申	・改訂（案）について、むかわ町行政改革推進委員会より答申
R5. 1. 16	むかわ町公共施設等総合管理計画の改訂	・むかわ町公共施設等総合管理計画について改訂
R5. 1. 31	むかわ町公共施設等総合管理計画改訂の公表	・町公式ホームページにおいて公表

1-8 計画の改訂にあたっての留意事項

平成 30（2018）年北海道胆振東部地震の影響により、震災からの復旧・復興に伴う計画の見直しが必要な状況です。

また、本計画改訂にあたっては、総務省の通知（令和 4 年 4 月 1 日付総財務第 43 号 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について）により、「公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと」という考え方にに基づき、各個別施設計画の内容を反映させた更新費用等を記載しています。

よって、更新費用等のシミュレーションの期間は各個別施設計画のシミュレーション期間を反映させたものとなります。

以上のことから、今回の改訂に合わせて、再度、今後の施設整備等の方向性を見直します。

1-9 注意事項

本計画で示すデータは表示単位以下を四捨五入して表記しているため、表記数値の合計が合計値と一致しないこともあります。

年次の表記は和暦（元号）を基本とし、西暦表示を併記します。

第2章 公共施設の現状と課題

2-1 人口の状況

2-1-1 人口の推移と見通し

社人研の推計によると、令和 42（2060）年の本町の人口は、1,987 人まで減少する見通しとなっています。一方、本町独自推計の見通しでは、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率と純移動率が仮定値のとおり改善されれば、令和 42（2060）年の人口は 4,870 人となり、社人研推計と比較して 2,883 人の施策効果が見込まれます。

・合計特殊出生率

現状の合計特殊出生率 1.55 から、人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の 2.1）まで上昇させることを目指しています。

・純移動率（社会移動）

むかわ町における住宅の整備などの雇用環境の創出による転出者数を抑制し、さらに恐竜ワールド構想もよる魅力あるまちづくり、子育てしやすい環境づくりなどを行い、まちの魅力を高めることで、転出超過となっている社会移動が社人研推計値の 1 割程度まで均衡することを目指しています。

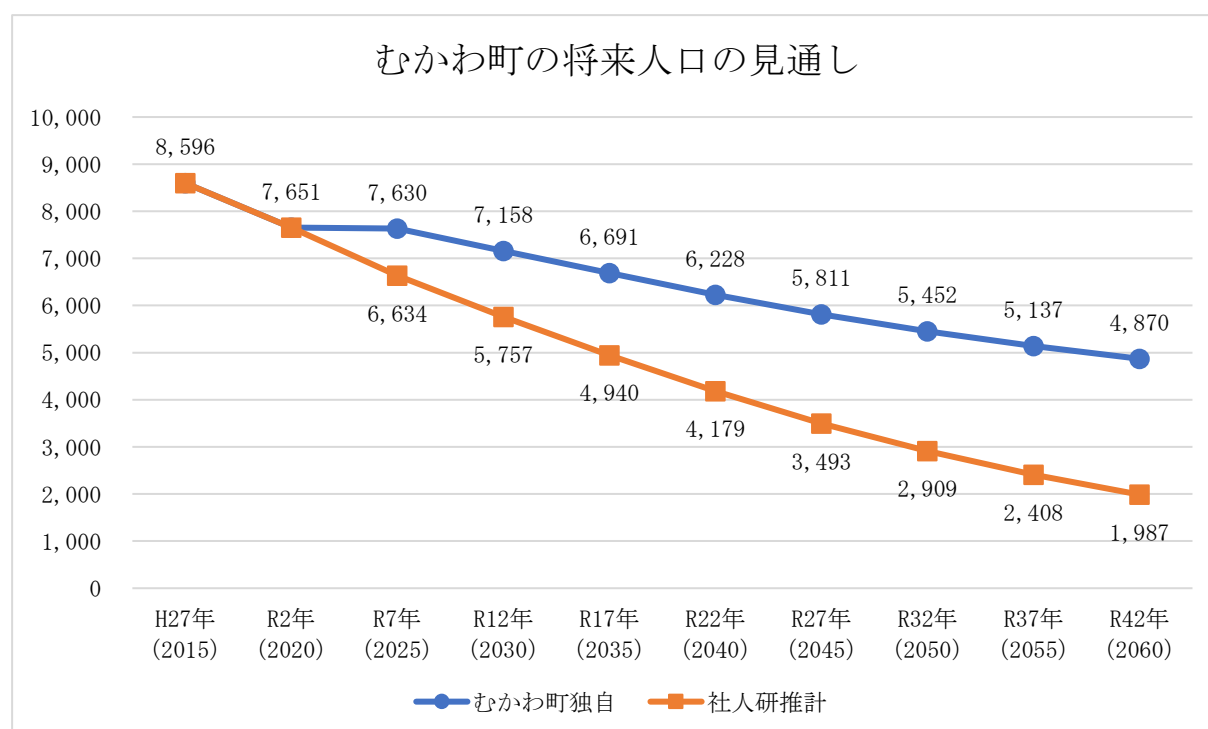


図 2-1 むかわ町の総人口の推移と見通し

資料：（実績値）国勢調査人口確定値（令和 2（2020）年まで）

（見通し）「むかわ町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン＜改訂版＞」の人口の将来展望

	H27 年 (2015)	R2 年 (2020)	R7 年 (2025)	R12 年 (2030)	R17 年 (2035)	R22 年 (2040)	R27 年 (2045)	R32 年 (2050)	R37 年 (2055)	R42 年 (2060)
年少人口	845	707	770	794	791	777	767	753	733	704
(0～14 歳)	9.8%	9.2%	10.1%	11.1%	11.8%	12.5%	13.2%	13.8%	14.3%	14.5%
生産年齢人口	4,610	3,806	3,711	3,372	3,176	2,933	2,757	2,633	2,538	2,527
(15～64 歳)	53.6%	49.7%	48.6%	47.1%	47.5%	47.1%	47.4%	48.3%	49.4%	51.9%
老年人口	3,141	3,138	3,148	2,991	2,724	2,518	2,287	2,066	1,865	1,639
(65 歳以上)	36.5%	41.0%	41.3%	41.8%	40.7%	40.4%	39.4%	37.9%	36.3%	33.7%

図 2-2 むかわ町の年齢構成比の推移と予測

資料：(実績値) 国勢調査人口確定値 (令和 2 (2020) 年まで)
(見通し) 「むかわ町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン＜改訂版＞」の人口の将来展望

2-1-2 地区別人口の推移

鶴川町と穂別町が合併した平成 18 (2006) 年からの地区別人口をみると、鶴川地区では平成 18 (2006) 年で 6,762 人、直近の令和 3 (2021) 年では 5,213 人となっており、推移をみると 20%以上の減少となっています。

穂別地区では平成 18 (2006) 年で 3,634 人、直近の令和 3 (2021) 年では 2,366 人となっており、推移をみると 30%以上の減少となっています。

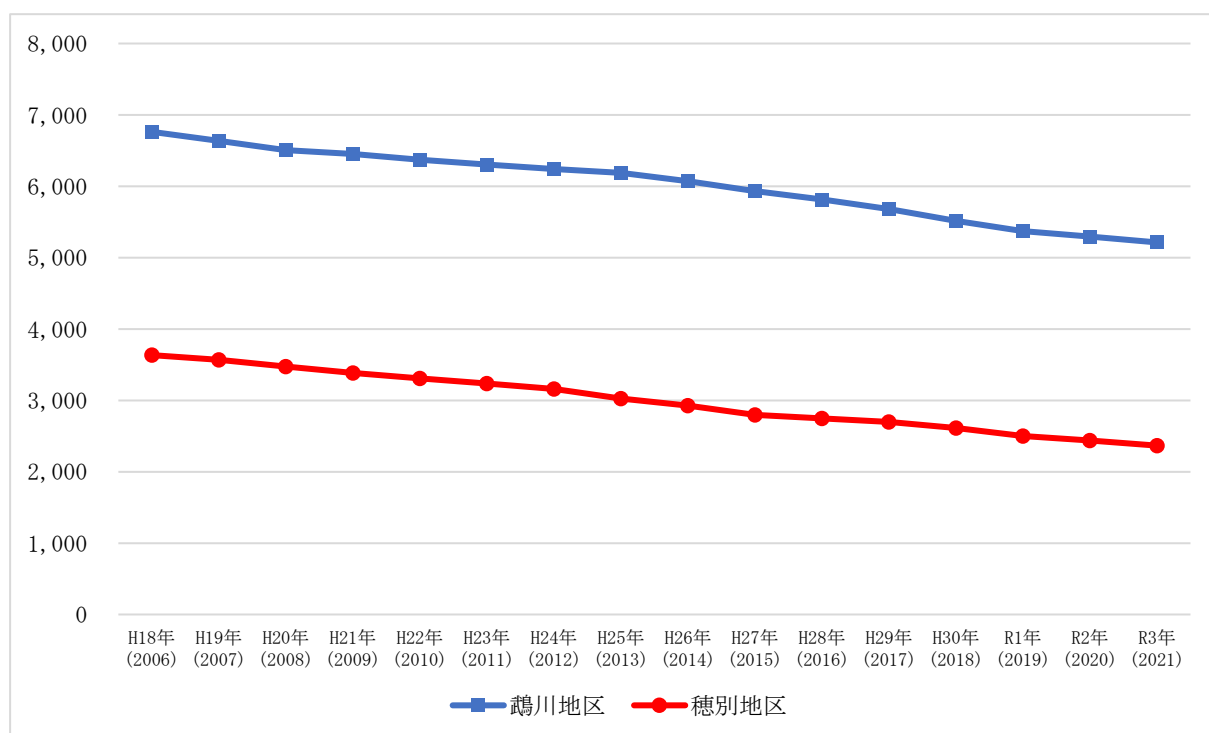


図 2-3 地区別人口の推移

むかわ町住民基本台帳 (各年 12 月 31 日時点人口)

2-2 財政の状況

2-2-1 歳入の状況

令和2（2020）年度の普通会計を基に本町の歳入の状況をみると、町税（地方税）が約10.7億円で、地方交付税が約47.3億円となっています。

地方交付税が全体の4割程度を占めており、歳入における地方交付税の依存度が高くなっています。

今後、人口は減少することが見込まれており、財源の減少が予想されます。

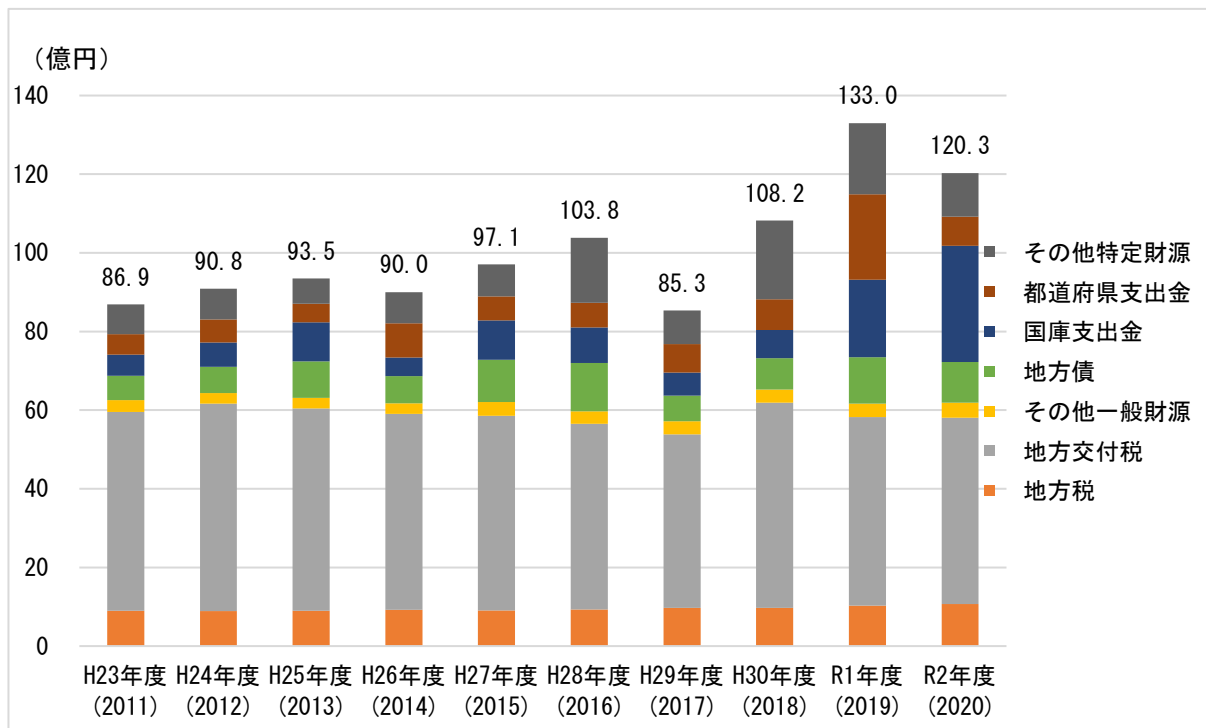


図 2-4 歳入の推移

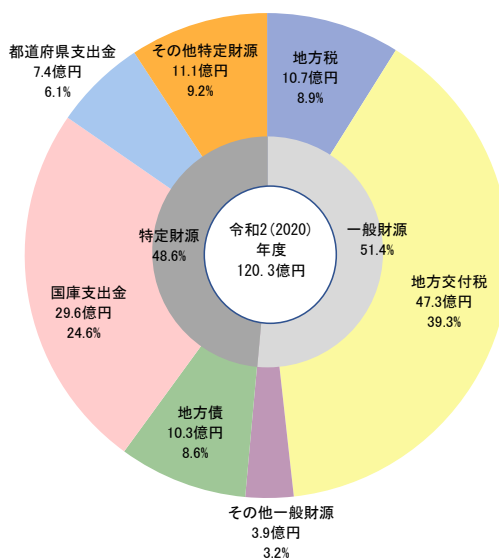


図 2-5 令和2（2020）年度決算 歳入の内訳

2-2-2歳出の状況

令和 2（2020）年度における義務的経費の全体に占める割合は 27.0%で、投資的経費は 31.6 億円で全体に占める割合は 26.8%です。

人口減少が加速する中、今後も現存している施設をそのまま維持・更新していくための投資的経費や維持補修費を確保していくことは非常に困難だと考えられます。

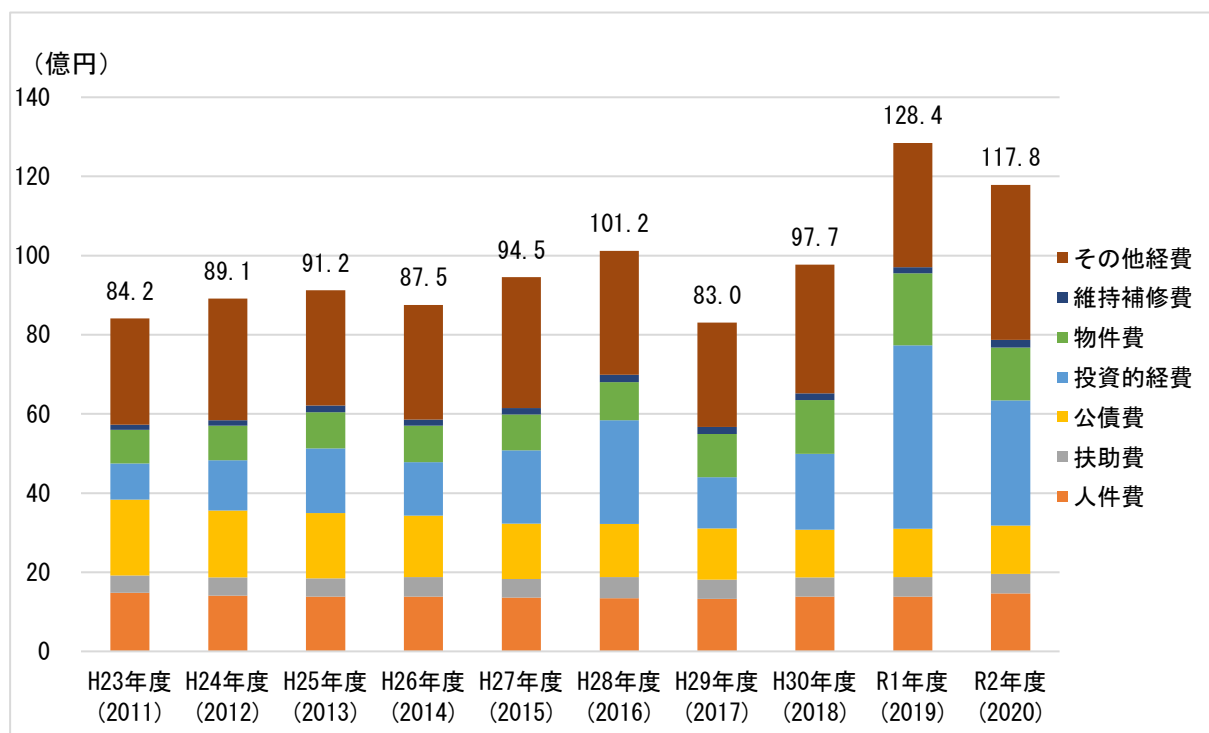


図 2-6 歳出の推移

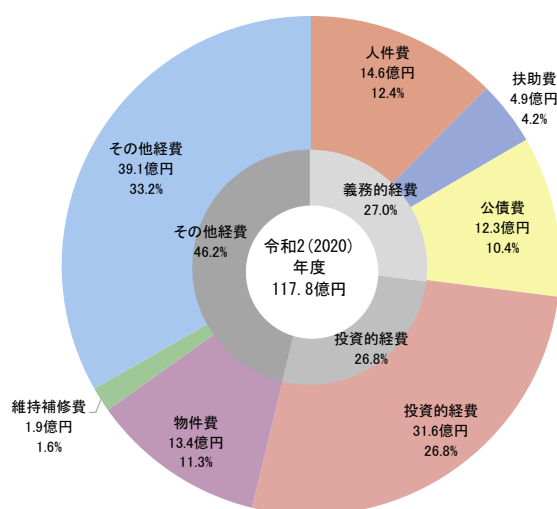


図 2-7 令和 2（2020）年度決算 歳出の内訳

2-3 公共施設の現状

2-3-1 施設保有の概況

平成 30（2018）年北海道胆振東部地震の震災の影響により、復旧・復興に伴う施設需要の変化に対応してきたことから、計画策定時と比べ、延べ床面積は微増となり、本町が保有する建築系公共施設は、200 施設、507 棟で延べ床面積は 152,079 m²です。延べ床面積の施設分類別割合は、多い順に、公営住宅 27.2%、学校教育系施設 18.2%、産業・観光・交流施設 13.2%、社会教育系施設 9.8%、その他 6.7%、町民集会系施設 5.6%、行政系施設 5.3%、医療施設 5.1%となります。公営住宅と学校教育系施設で 4 割以上を占めています。

インフラ系公共施設は、町道 464 km、橋梁 3 km、上水道 193 km、下水道 48 kmとなっています。

表 2-1 建築系公共施設の保有状況の比較

分類	H28（2016） 年度末 施設数	H28（2016） 年度末 建物数（棟）	H28（2016）年度末 延べ床面積		R3（2021） 年度末 施設数	R3（2021） 年度末 建物数（棟）	R3（2021）年度末 延べ床面積	
			（㎡）	（構成比）			（㎡）	（構成比）
学校教育系施設	15	86	28,492	18.8%	13	74	27,609	18.2%
町民集会系施設	25	27	8,251	5.4%	24	26	8,475	5.6%
社会教育系施設	21	26	15,580	10.3%	21	26	14,910	9.8%
産業・観光・交流施設	13	54	20,016	13.2%	14	55	20,107	13.2%
子育て支援施設	6	7	2,684	1.8%	7	8	2,951	1.9%
保健・福祉施設	8	10	4,594	3.0%	8	10	4,594	3.0%
医療施設	6	15	7,736	5.1%	6	15	7,736	5.1%
行政系施設	19	31	7,821	5.2%	19	31	8,053	5.3%
公営住宅	29	175	39,436	26.0%	30	173	41,439	27.2%
公園	9	9	422	0.3%	9	9	422	0.3%
水道施設	17	29	2,606	1.7%	16	25	2,496	1.6%
下水道施設	4	6	3,147	2.1%	4	6	3,147	2.1%
その他	31	56	10,641	7.0%	29	49	10,140	6.7%
合計	203	531	151,427	100.0%	200	507	152,079	100.00%

表 2-2 インフラ系公共施設の保有状況

分類	内訳		
道路	実延長合計	464,427 m	道路面積合計（道路部） 2,660,281 m ²
橋梁	実延長合計	2,735 m	橋梁面積合計（道路部） 16,920 m ²
上水道	実延長合計	193,484 m	
下水道	実延長合計	47,575 m	
公園	都市公園 15 箇所、公園 7 箇所、児童遊園地 2 箇所		

2-3-2 建築系公共施設の建築年別状況

建築系公共施設の建築年をみると、最も古いもので昭和 12（1937）年度から建築されており、大きく昭和 40～50 年代前半（1960 年代後半～1970 年代）と、平成 2 年～10 年頃（1990 年代）までの 2 つの山があります。最初の山である昭和 40～50 年代前半（1960 年代後半～1970 年代）のストックは、順次、築後 50 年を経過し始め、これらのストックの更新が大きな検討課題となってきます。

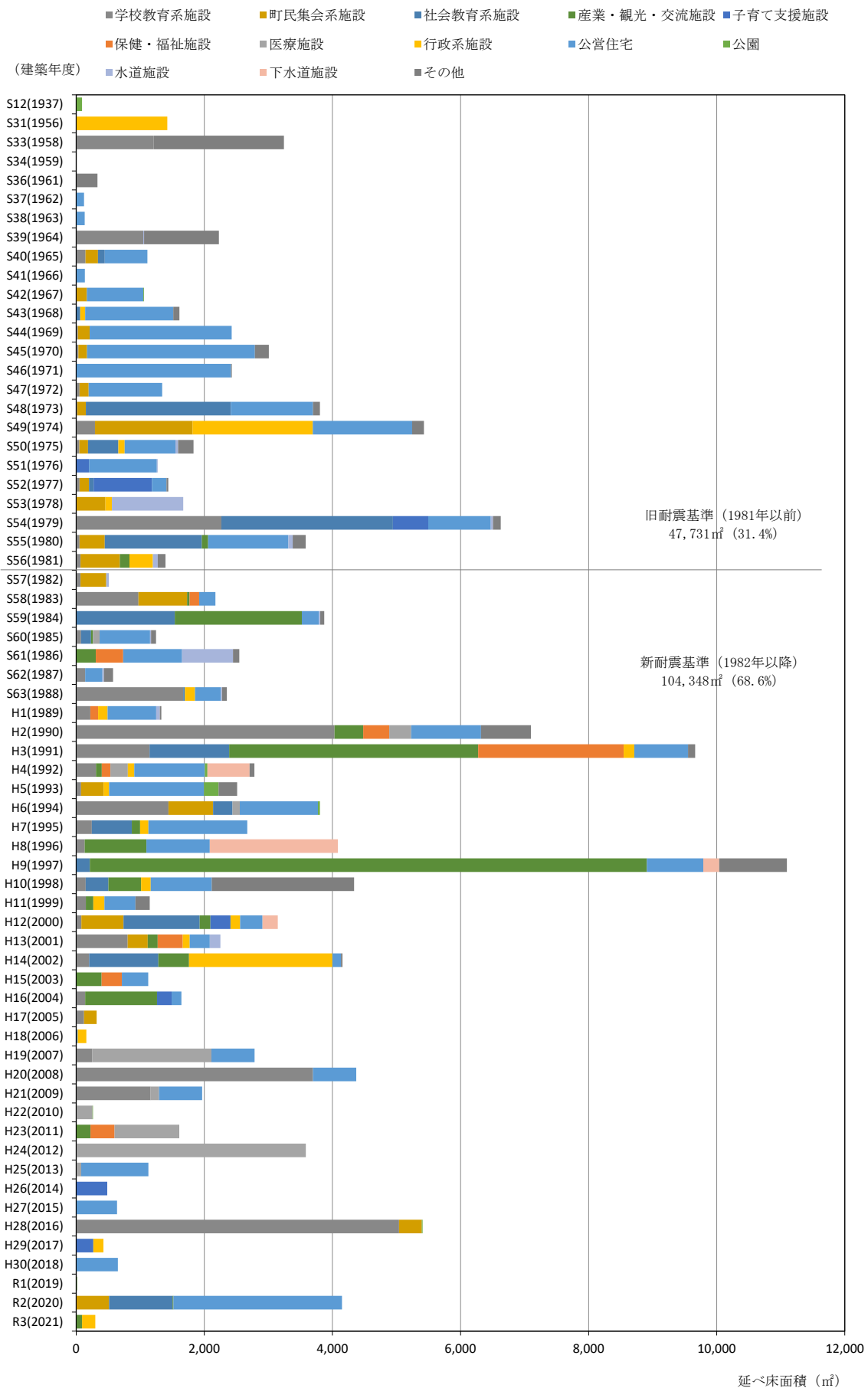


図 2-8 建築系公共施設の建築年別延べ床面積

2-3-3 建築系公共施設の有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築系公共施設の老朽化は一般に、「減価償却累計額/（再）取得価額」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。

本町の建築系公共施設における有形固定資産減価償却率は 59.2%です。有形固定資産減価償却率の高い順は、公園、町民集会施設、その他でいずれも 70%を超えており、老朽化が進んでいる状況です。

こうした現状から、建築系公共施設の延べ床面積縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が今後の大きな課題となっています。

表 2-3 建築系公共施設の有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

分類名称	再取得価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
学校教育系施設	9,111,102	4,388,558	48.2%
町民集会系施設	3,389,960	2,516,583	74.2%
社会教育系施設	5,964,160	3,759,220	63.0%
産業・観光・交流施設	7,446,644	3,946,343	53.0%
子育て支援施設	973,797	597,720	61.4%
保健・福祉施設	1,653,876	1,105,230	66.8%
医療施設	3,094,600	773,539	25.0%
行政系施設	3,221,000	2,194,844	68.1%
公営住宅	11,602,948	7,748,851	66.8%
公園	139,359	103,683	74.4%
水道施設	898,596	612,770	68.2%
下水道施設	1,132,920	490,249	43.3%
その他	3,650,220	2,702,770	74.0%
全 体	52,279,182	30,940,362	59.2%

有形固定資産減価償却率は、令和元(2019)年度に 57.4%であったものが令和 3(2021)年度には 59.2%と増加しており、今後も増加を続けることになります。

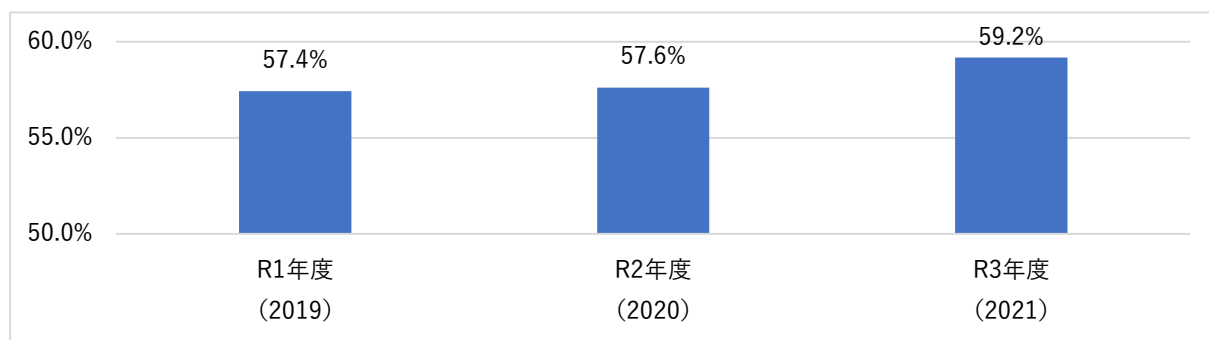


図 2-9 建築系公共施設の有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の推移

2-3-4 建築系公共施設の分類別の年間維持管理コストの状況

建築系公共施設の年間維持管理コストは 200 施設合計で、約 20 億円となっています。

1 施設平均では年間 9,766 千円となります。

維持管理コストが高い分類は、学校教育系施設が約 3.4 億円、産業・観光・交流施設が約 3.3 億円、社会教育系施設が約 3.1 億円となっています。

1 施設当たりコストが高い分類の順については、医療施設、学校教育系施設、子育て支援施設となっています。

用途を廃止し、耐用年数が超過した施設は、資金の支出を伴う年間維持管理コストが発生しませんが、老朽化による施設の安全面を考慮すると、用途変更や解体を検討する必要があります。

表 2-4 建築系公共施設の分類別の年間維持管理コストの状況

分類名	施設数	年間維持管理コスト（千円）									コスト 割合 （％）	1 施設当たり コスト （千円）
		人件費	需用費	役務費	委託料	使用料・ 借上料	工事 請負費	備品 購入費	修繕費	合計		
学校教育系施設	13	35,706	105,489	4,298	67,316	22,622	67,686	28,983	9,300	341,399	17.5%	26,261
町民集会系施設	24	-	16,746	1,607	4,222	892	18,760	1,741	2,987	46,954	2.4%	1,956
社会教育系施設	21	48,357	35,760	1,834	101,292	4,571	100,283	5,481	11,031	308,610	15.8%	14,696
産業・観光・交流施設	14	5,689	4,244	12,334	197,500	1,506	32,132	4,834	75,821	334,060	17.1%	23,861
子育て支援施設	7	125,697	18,906	1,505	16,687	1,023	7,710	2,916	2,106	176,550	9.0%	25,221
保健・福祉施設	8	-	3,211	617	12,135	617	17,732	1,160	7,505	42,977	2.2%	5,372
医療施設	6	92,151	17,284	1,828	50,995	2,230	-	15,917	10,725	191,129	9.8%	31,855
行政系施設	19	4,290	13,608	2,260	28,516	1,347	91,198	1,848	11,875	154,942	7.9%	8,155
公営住宅	30	-	745	420	3,808	4,850	18,804	-	37,860	66,487	3.4%	2,216
公園	9	-	1,959	606	10,899	1,838	2,087	-	809	18,197	0.9%	2,022
水道施設	16	-	20,146	1,060	53,075	-	26,106	7,441	7,029	114,858	5.9%	7,179
下水道施設	4	-	19,903	622	47,468	-	9,849	565	1,898	80,305	4.1%	20,076
その他	29	3,643	4,988	369	7,953	458	56,462	167	2,638	76,678	3.9%	2,644
合 計	200	315,533	262,987	29,359	601,866	41,953	448,810	71,054	181,583	1,953,147	100.0%	9,766

※平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度における年間維持管理コストの平均値を記載。

2-4 公共施設の更新費用の見通し

2-4-1 更新費用の推計（各個別施設計画より）

(1) 建築系公共施設

①むかわ町個別施設計画より

計画では、各施設を単純に耐用年数で更新した場合、すべての対象施設を長寿命化した場合、施設の方向性に基づいて長寿命化等を実施した場合を比較し、今後 30 年間の財政効果を算出しています。シミュレーション期間を 30 年間とした理由は、長期で公共施設の更新費用等を算出することにより、施設の方向性に基づいた財政効果等が、本計画期間の 20 年間でシミュレーションするよりもわかりやすく、より長期目線で費用算出できるためです。

単純に耐用年数で更新した場合では、今後 30 年間で 18,303,370 千円の費用がかかると試算されます。

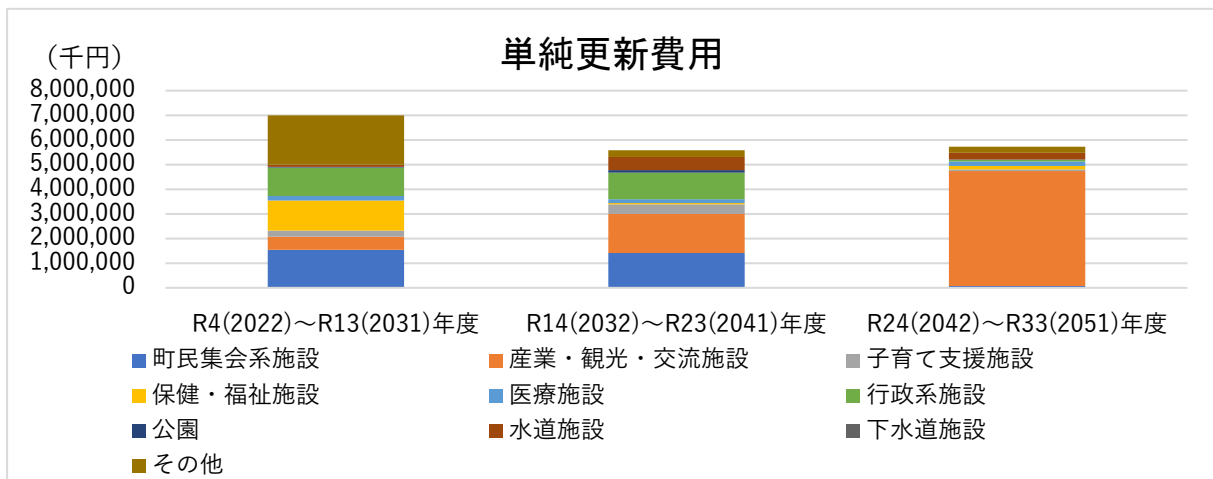


図 2-10 各施設を単純に耐用年数で更新した場合

次に、すべての対象施設を長寿命化した場合では、今後 30 年間で 10,678,817 千円の費用がかかると試算されます。

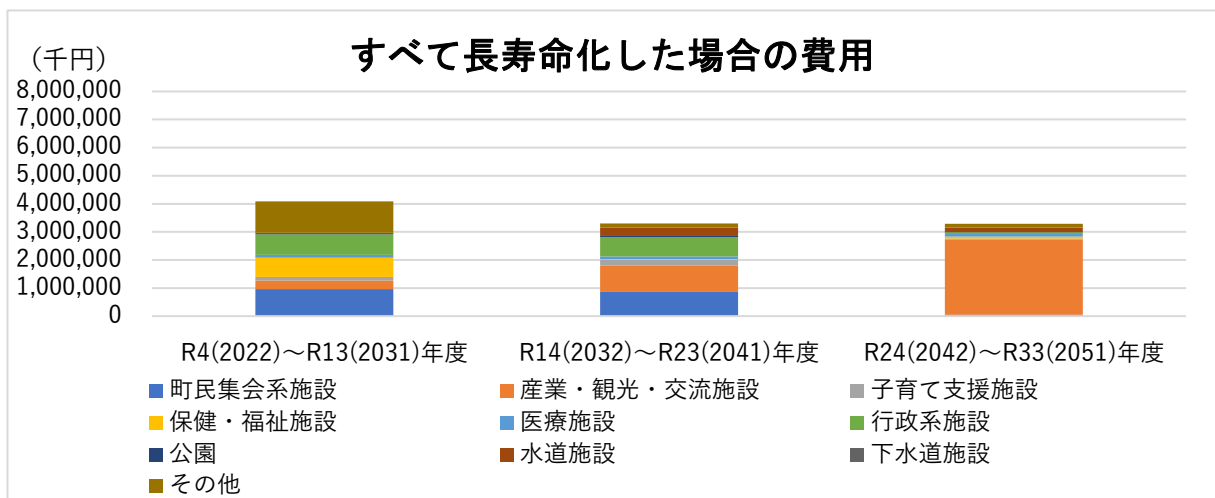


図 2-11 すべての対象施設を長寿命化した場合

一方、施設の更新方針を適用することで、今後 30 年間にかかる費用は 8,220,134 千円となり、単純に耐用年数で更新した場合より約 10,083,236 千円、すべて長寿命化した場合より約 2,458,683 千円削減することができます。

また、施設更新等については可能な限り改修費用等の平準化を図り、施設更新時には町の人口変動や財政状況などを考慮し、減築なども視野に入れて削減に努めていきます。

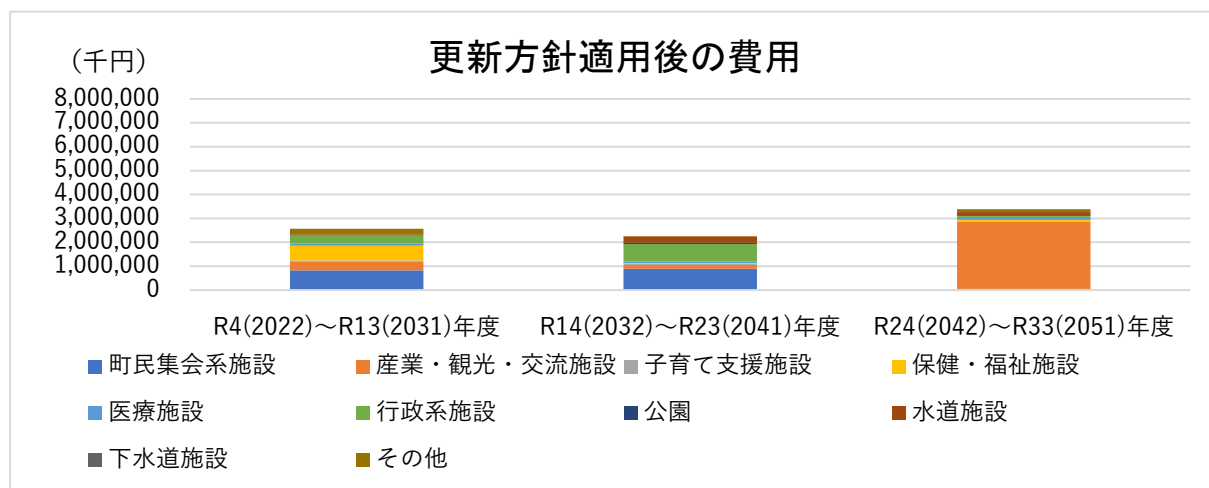


図 2-12 施設の方針に基づいて長寿命化等を実施した場合

個別の更新方針に基づき、施設を管理した場合、以下のとおり延床面積が削減されます。保有しているすべての施設を単純更新または長寿命化した場合は延床面積に変動はありません。

施設の方針性が「廃止」「譲渡」「統廃合」「複合・多機能化」となっている施設を削減することにより、約 15,000 m²の延床面積の縮小を図ることができます。

表 2-5 更新方針適用後の延床面積の変動

	現状 (A) (m ²)	すべて単純更新 した場合 (m ²)	すべて長寿命化 した場合 (m ²)	更新方針 適用後 (B) (m ²)	削減額 (B - A) (m ²)
町民集会系施設	8,474.9	8,474.9	8,474.9	7,898.2	▲576.7
産業・観光・交流施設	20,106.5	20,106.5	20,106.5	15,318.9	▲4,787.6
子育て支援施設	2,950.9	2,950.9	2,950.9	1,262.5	▲1,688.4
保健・福祉施設	4,594.1	4,594.1	4,594.1	4,323.4	▲270.7
医療施設	7,736.5	7,736.5	7,736.5	7,506.9	▲229.6
行政系施設	8,052.5	8,052.5	8,052.5	6,344.5	▲1,708.0
公園	422.3	422.3	422.3	422.3	0.0
水道施設	2,496.1	2,496.1	2,496.1	2,301.1	▲195.0
下水道施設	3,147.0	3,147.0	3,147.0	3,147.0	0.0
その他	10,139.5	10,139.5	10,139.5	4,111.0	▲6,028.5
合計	68,120.3	68,120.3	68,120.3	52,635.8	▲15,484.5

②むかわ町教育施設長寿命化計画より

計画では、各施設を「改築中心型」管理を行った場合と「長寿命化型」管理を行った場合を比較し、今後 30 年間の財政効果を算出しています。

「改築中心型」管理を行った場合では、今後 50 年間で 16,646,328 千円の費用がかかると試算されます。

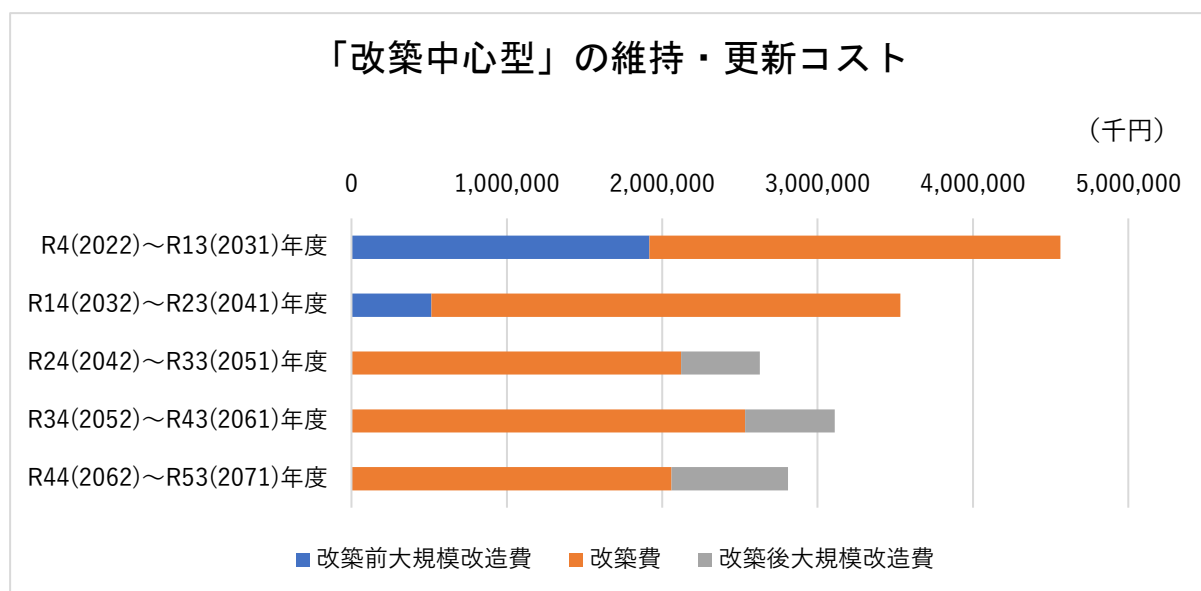


図 2-13 「改築中心型」管理を行った場合

一方、「長寿命化型」管理を行い、かつ、施設の方向性に基づいて試算した場合、今後 50 年間にかかる費用は 13,294,071 千円となり、約 3,352,257 千円削減することができます。

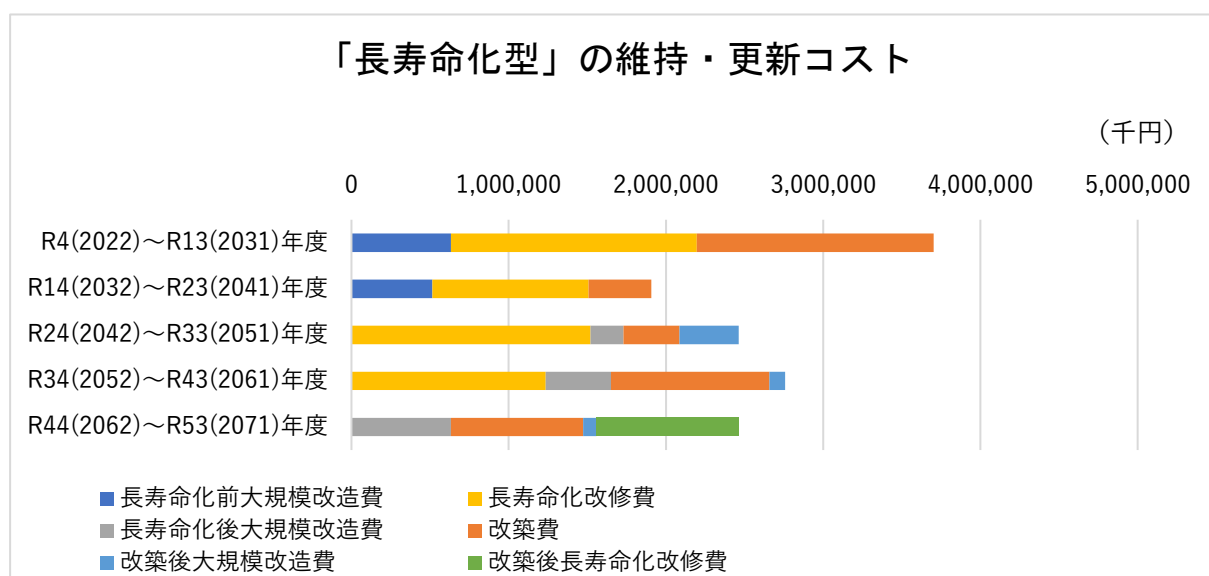


図 2-14 「長寿命化型」管理を行った場合

③むかわ町スポーツ施設長寿命化計画より

計画では、各施設を単純に耐用年数で更新した場合と施設の方向性に基づいて長寿命化等を実施した場合を比較し、今後 30 年間の財政効果を算出しています。

単純に耐用年数で更新した場合では、今後 30 年間で 2,686,664 千円の費用がかかると試算されます。

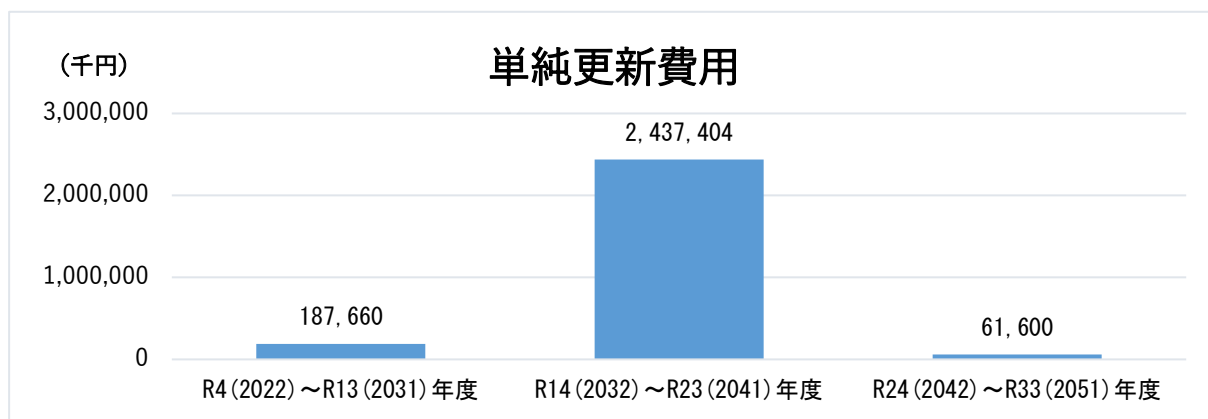


図 2-15 各施設を単純に耐用年数で更新した場合

一方、施設の更新方針を適用することで、今後 30 年間にかかる費用は 1,684,998 千円となり、約 1,001,667 千円削減することができます。

また、施設更新等については可能な限り、改修費用等の平準化を図り、施設更新時には町の人口変動や財政状況などを考慮し、減築なども視野に入れて削減に努めていきます。

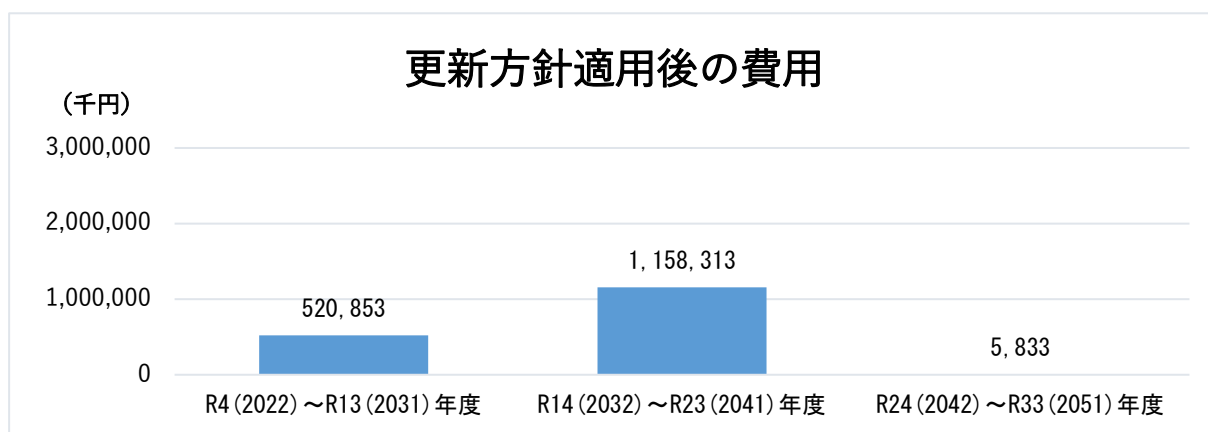


図 2-16 施設の方向性に基づいて長寿命化等を実施した場合

④むかわ町公営住宅等長寿命化計画より

計画では、新規整備及び建替事業（計画前モデル）と長寿命化型改善事業又は全面的改善事業（計画後モデル）のライフサイクルコスト（LCC）を比較し、縮減効果を算出しています。

長寿命化型改善を実施することにより、ライフサイクルコスト（LCC）が縮減し、花園団地（耐火）について、長期間の効率的な維持管理と適切な活用が可能になると判断し、ライフサイクルコスト（LCC）の改善効果としては、年平均戸あたり 87,107 円、住棟あたり約 78.4 万円のコストが縮減できるとしています。

表 2-6 花園団地におけるライフサイクルコストと縮減効果の算出例

■計画前モデル

	項目	費用等	備考
①	評価期間(改善非実施)A	50 年	長寿命化型改善事業を実施しない場合に想定される管理期間
②-1	修繕費A1(現時点まで)	225,199 円	現時点までの各年の修繕費を累積した費用
②-2	修繕費A2(現時点から評価期間Aまで) (現在価値化)	3,336,307 円	現時点+1年から①評価期間(改善非実施)Aまでの各年の修繕費を現在価値化し累積した費用
②	修繕費A	3,561,507 円	②-1と②-2の合計
③	建設費(推定再建築費)	13,230,000 円	建設当時の標準建設費に公営住宅法施行規則第23条の率を乗じた額
④-1	除却費	1,500,000 円	現時点における除却費
④-2	除却費の現在価値化係数	0.178	①評価期間(改善非実施)A末における現在価値化係数
④	除却費B(現在価値化)	267,070 円	①評価期間(改善非実施)A末における除却費
⑤	計画前LCC ((②+③+④)÷①)	341,172 円/戸・年	—

■計画後モデル

	項目	費用等	備考
⑥	評価期間(改善実施)B	70 年	長寿命化計画に基づく長寿命化型改善事業(LCC算定対象)及び長寿命化計画の計画期間以後に想定される長寿命化型改善事業(LCC算定対象)を実施する場合に想定される管理期間(目標管理期間)
⑦-1	修繕費B2(現時点から評価期間Bまで) (現在価値化)	3,617,340 円	現時点+1年から⑥評価期間(改善実施)Bまでの各年の修繕費を現在価値化し累積した費用
⑦-2	長寿命化型改善のうち計画修繕費相当分 (現在価値化)	112,472 円	計画後に実施する長寿命化型改善のうち計画修繕相当分
⑦	累積修繕費B ((⑦-1+⑦-2))	3,730,067 円	②-1と⑦-1の合計から、⑦-2を減じた額
⑧-1	長寿命化型改善費	1,000,000 円	長寿命化計画に基づく長寿命化型改善事業費及び長寿命化計画の計画期間以後に想定される長寿命化型改善事業費の総額、当該改善を複数回行う場合はそれらの合計費用
⑧	長寿命化型改善費(現在価値化)	702,587 円	⑧-1長寿命化型縮減費を項目別の実施時点の経過年数に応じて現在価値化し、累積した費用
⑨	建設費(推定再建築費)	13,230,000 円	建設当時の標準建設費に公営住宅法施行規則第23条の率を乗じた額
⑩-1	除却費	1,500,000 円	現時点における除却費
⑩-2	除却費の現在価値化係数	0.081	⑥評価期間(改善実施)B末における現在価値化係数
⑩	除却費B(現在価値化)	121,887 円	⑥評価期間(改善実施)B末における除却費
⑪	計画後LCC ((⑦+⑧+⑨+⑩)÷⑥)	254,065 円/戸・年	—

■LCC縮減効果

	項目	費用等	備考
⑫	年平均縮減額 ((⑤-⑪))	87,107 円/戸・年	—
⑬	住棟当たりの年平均縮減額(⑫×戸数)	783,960 円/棟・年	年平均縮減額がプラスであれば、LCC縮減効果があると判断

(2) 道路（むかわ町道路ストック修繕計画より）

道路ストック修繕計画では平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの事業費を算出しています。

計画では、初年度の平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度までは約 1.2 億円予算を確保し、それ以降に関しては、順次、平準化し約 0.5 億円の予算を確保した補修費を必要としています。

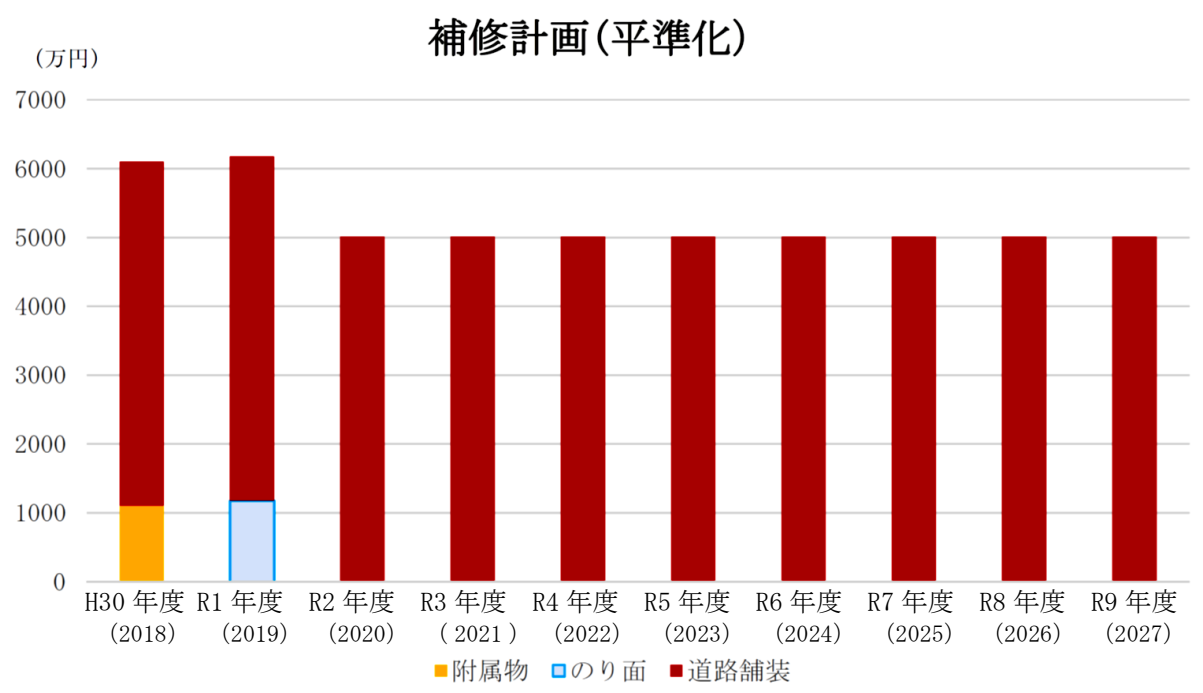


図 2-17 道路補修計画(平準化)

(3) 橋梁（むかわ町橋梁長寿命化修繕計画より）

むかわ町橋梁長寿命化修繕計画において、管理橋梁の今後 60 年間の事業費を試算しています。

計画の中で、今後 60 年間のライフサイクルコスト（LCC）シミュレーションによる投資効果は、予防保全を導入することで、10 年間後における大規模補修・更新費用の 70 億円に対して、最適な予防保全費用が 42 億円となり、28 億円（40%）の縮減効果が期待できる結果が得られています。

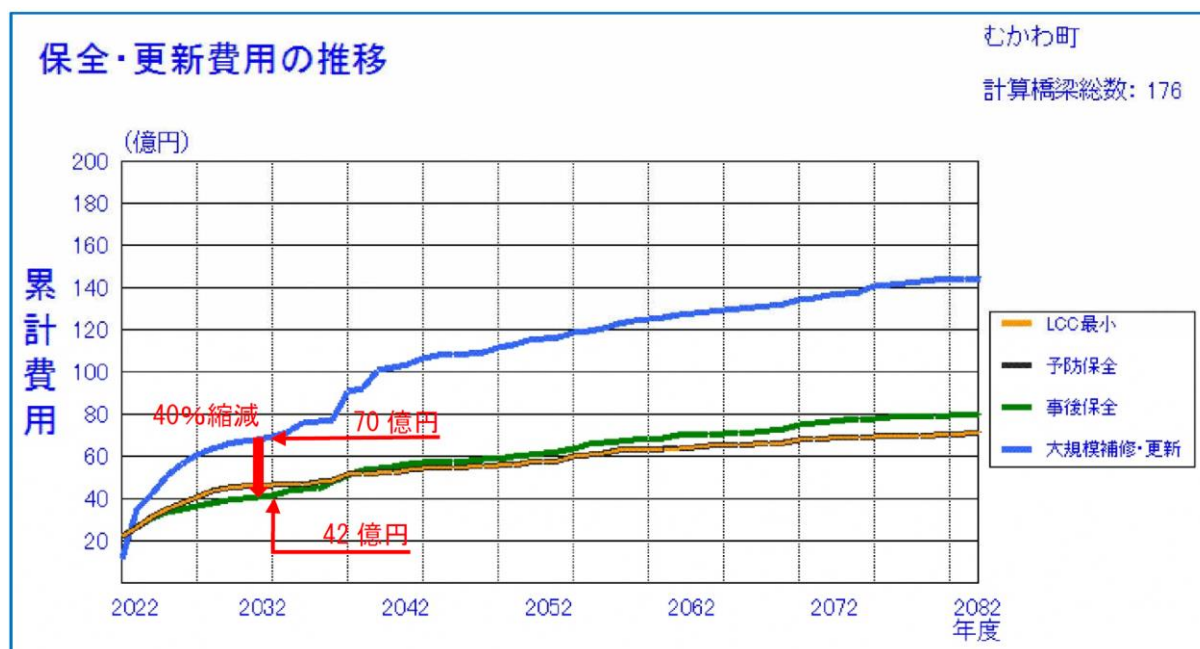


図 2-18 修繕計画方針毎の累計費用推移

(4) 上水道（むかわ町水道事業アセットマネジメント計画より）

計画では、法定耐用年数と更新基準年数で実施した場合の更新費用の比較を行っています。

① むかわ町上水道事業

構造物及び設備、管路を法定耐用年数で更新した場合の40年間の更新費用は9,764百万円に対し、更新基準年数で更新した場合の更新費用は8,116百万円となり、83%に圧縮することが可能です。

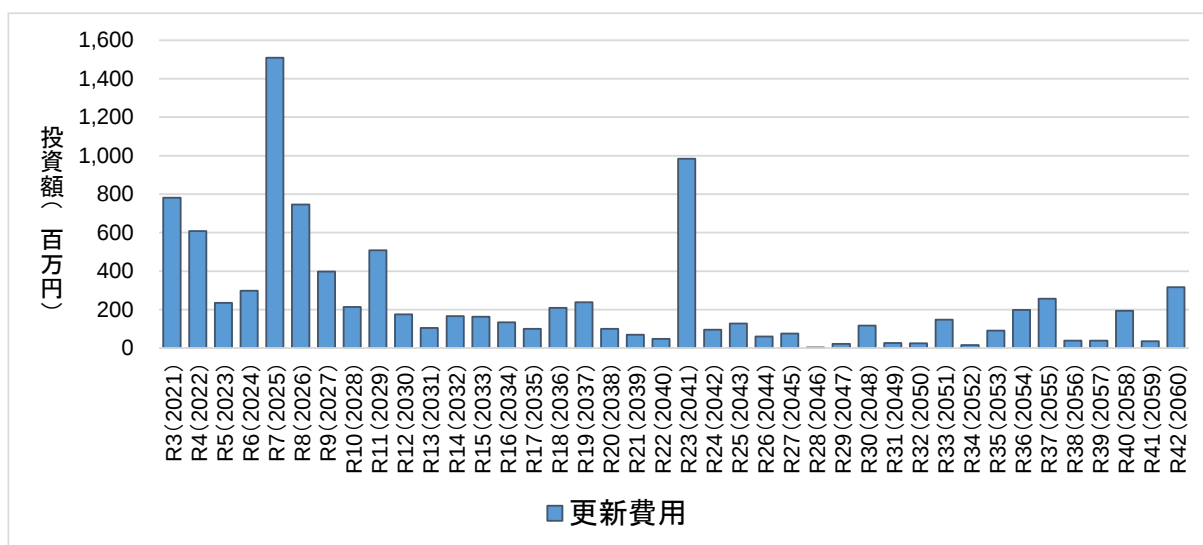


図 2-19 法定耐用年数で実施した場合の更新費用

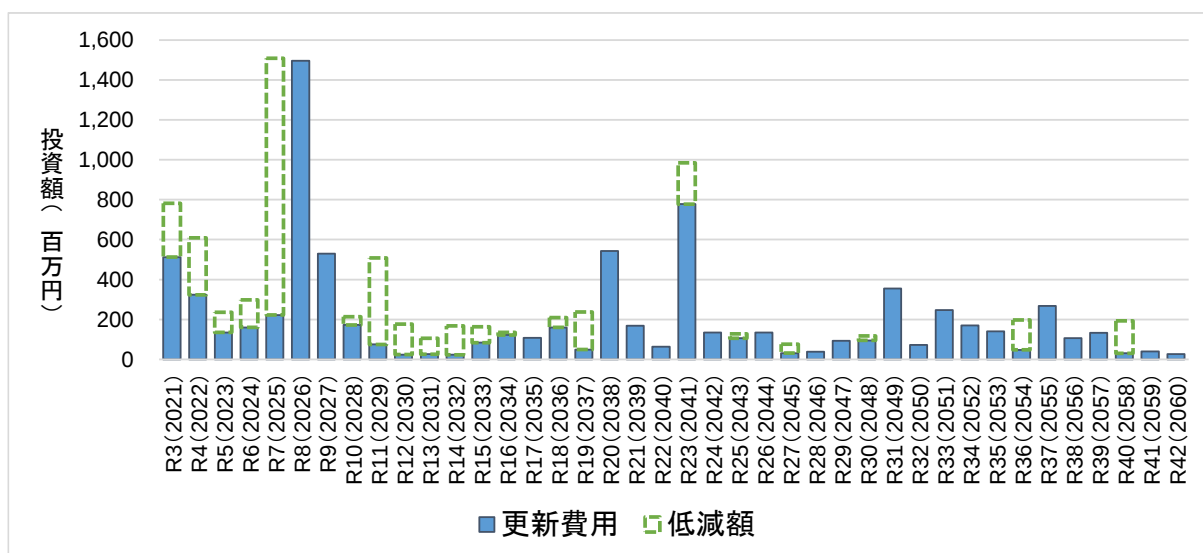


図 2-20 更新基準年数で実施した場合の更新費用

② 穂別地区簡易水道事業

構造物及び設備、管路を法定耐用年数で更新した場合の 40 年間の更新費用は 11,268 百万円に対し、更新基準年数で実施した場合の更新費用は 9,608 百万円となり、85%に圧縮することが可能です。

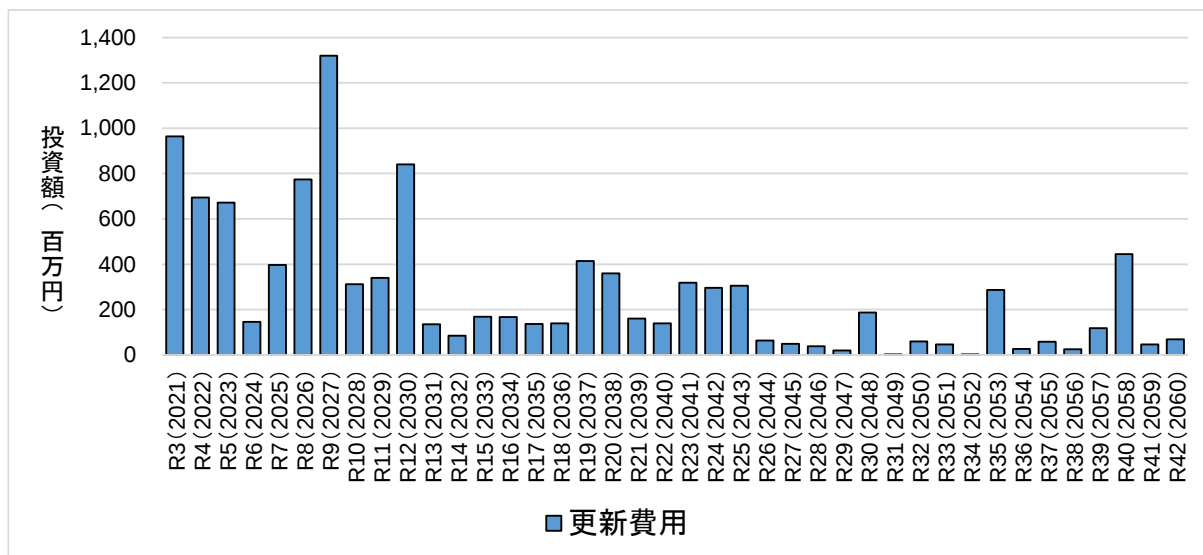


図 2-21 法定耐用年数で実施した場合の更新費用

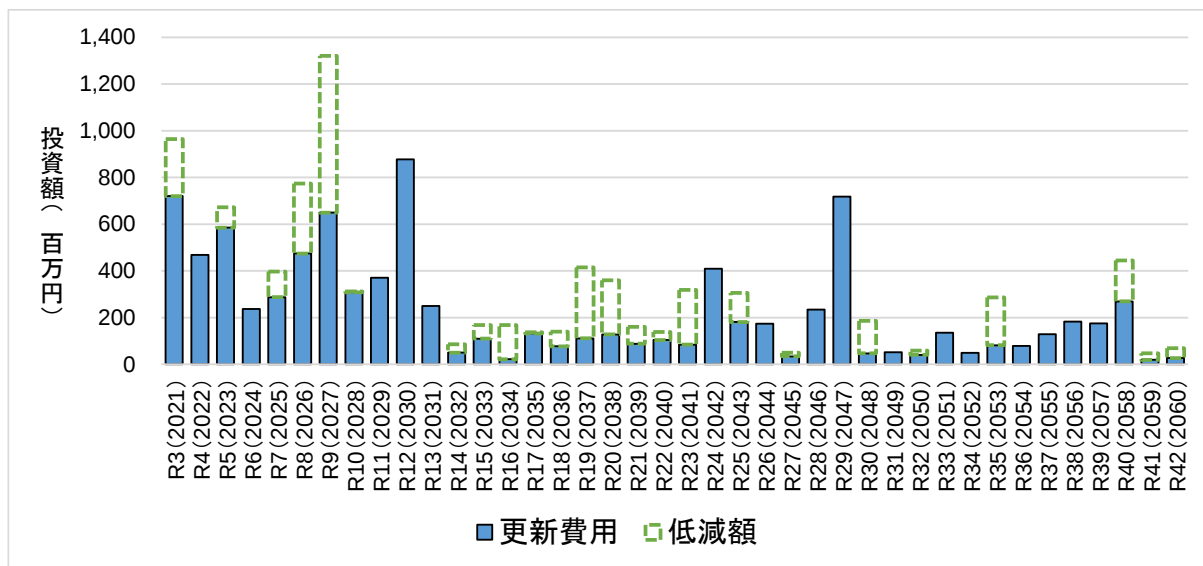


図 2-22 更新基準年数で実施した場合の更新費用

(5) 下水道（むかわ町下水道ストックマネジメント計画より）

計画では、標準耐用年数で管渠を改築した場合と緊急度合に応じて管渠を改築した場合の事業費の比較を行っています。

標準耐用年数 50 年で改築した場合では、最大で 400 百万円程度の改築事業費が見込まれる年が出現するのに対し、緊急度合が高い管渠のみを改築するシナリオでは平均で 40 百万円/年程度、最大で 60 百万円/年程度の改築事業費が見込まれる結果となり、平準化が図られます。よって、本町では、緊急度合が高い管渠のみを改築するシナリオを採用します。

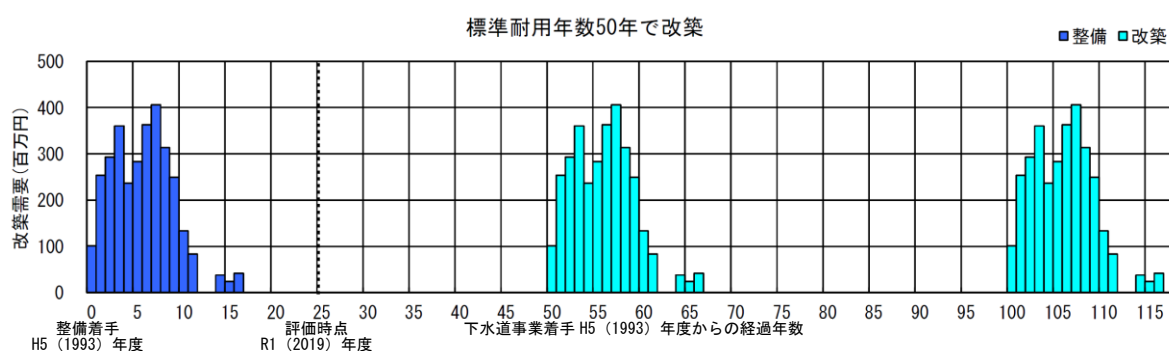


図 2-23 標準耐用年数 50 年で改築するシナリオ

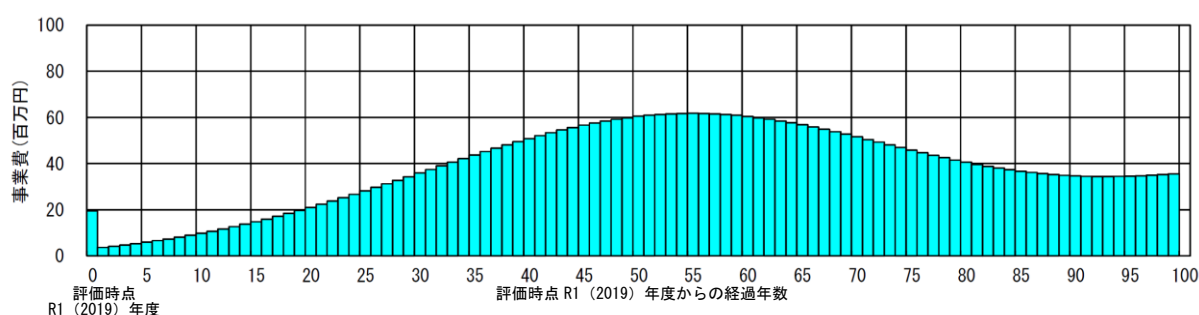


図 2-24 緊急度合が高い管渠のみを改築するシナリオ

2-5 公共施設の課題

(1) 将来人口からみた課題

むかわ町の人口は減少傾向にあり、令和 2（2020）年現在で 7,651 人です。

今後とも人口減少は続き、「むかわ町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では出生率の上昇と人口流出の抑制を見込んでいますが、25 年後の令和 22（2040）年の人口を 6,228 人と見通しています。

そのため、今後の公共施設のあり方について、人口減少や高齢化の進展などに伴う町民ニーズの変化やそれに見合う施設規模を的確に踏まえた検討が必要です。

(2) 財政状況からみた課題

地方交付税が歳入全体の 4 割程度を占めており、歳入における地方交付税の依存度が高くなっています。今後、人口減少により更なる財源の減少が予想されます。

そのため適正な予算規模での行政運営が不可欠であり、公共施設についても適正規模で効果的かつ効率的に維持管理することが必要です。

(3) 施設の保有状況からみた課題

本町が保有する建築系公共施設は、約 200 施設、総延べ床面積は約 15 万㎡です。また、インフラ系公共施設は町道 464 km、橋梁 3 km、上水道 193 km、下水道 48 km です。

建築系公共施設の建築年をみると、施設量の多い建築年として昭和 40～50 年代前半（1960 年代後半～1970 年代）と、平成 2 年～10 年（1990 年代）くらいまでの 2 つの時期があります。前者の昭和 40～50 年代前半（1960 年代後半～1970 年代）に建てられた公共建築物は今後順次、更新時期を迎えることとなります。

今後、施設の老朽化が進行し、それに伴い施設の更新や大規模改修、維持管理費の増大など、大きな財政負担が予想されます。そのため、施設保有総量の最適化、適切な維持管理と効率的な利活用、長寿命化等を図ることで、計画的かつ効率的に施設を保全し、費用負担の縮減を図ることが必要です。

(4) 施設の更新費用見通しからみた課題

現状のままでは、全ての施設を大規模改修・建替していくことは困難であるため、保有施設総量の削減を図り、また、特定の期間に多くの費用がかからないよう費用を平準化することが必要です。

第3章 基本姿勢・基本方針

3-1 基本姿勢

本町におけるまちの将来像は「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまちむかわ」です。本町が掲げる将来像の実現を目指して「第2次むかわ町まちづくり計画」ではまちづくりの基本方針を定めており、本計画においても連動して実現を図ります。

表 3-1 まちづくりの基本方針

【子育て・医療・福祉】健康でいきいきとした暮らしを創る
【安全・環境・暮らし】安心・快適な生活環境を創る
【産業・観光・交流】むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る
【学び・文化・スポーツ】楽しく学び、まちを支える人を創る
【コミュニティ・行政経営】みんなで支え合い、明るい未来を創る

3-1-1 みんなで考える

これからの公共施設は、利用実態や利用者のニーズに応じて、複合化や用途変更等、既存の施設の枠組みにとらわれない取り組みが必要です。

このために、公共施設のあり方について、みんなで考えていく必要があります。

①全庁的な取り組み

本計画の取り組みを全庁的に進めていくため、役場内で施設に関する情報を一元化・共有し、関係部署が連携・協議を図るとともに、庁内に検証する体制を設けます。

②町民理解と協力

施設を管理する行政、使用する町民という関係から、利用と負担を一緒に考え、みんなで維持管理する体制に向けて、施設に関する情報の共有に努め、町民理解と協力のもと、使いやすい、愛着のある施設につなげていきます。

3-1-2まちづくりの視点で考える

公共施設は、行政サービスを提供する場所や、町民活動を実践する場所、そして生活や交通を支える機能など、様々な役割を有しており、まちづくりの重要な役割を担っています。町民にとって住みやすく、まちを訪れる人たちにとって魅力あるまちづくりを進めるために、公共施設の活用方法を考えることが重要です。

①まちづくり計画との整合性

まち全体や地区単位などの施設配置のあり方や、地域の暮らしや活力を支えるインフラ施設のあり方を、優先順位を見定めながら考えていきます。

②施策間の連携・連動

施設の改修・更新を行う際は、地域材の活用や、循環可能エネルギーの導入等、地域資源の活用を、利用者にとっての使いやすさと管理のしやすさを考慮しながら検討するとともに、様々な世代の利用等を想定し、ユニバーサルデザイン化、脱炭素化に努めます。また、子育て環境の充実の視点、地域コミュニティの活性化の視点、災害時の対応などの防災面の視点、世代間交流の視点など、分野ごとに縦割りの考えから、施策間の連携・連動した整備を検討します。

特に本町では、「子育て支援」「防災」「脱炭素化」に力を入れており、近年では子育て世代の転入超過がみられ、「こども園の運営支援」や「保育士の確保・育成」に努めています。防災の視点では、「防災を起点にした防災対策先導のまち」を目指しています。脱炭素化に向けては、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、「むかわ町地球温暖化対策実行計画」を策定し、推進していきます。

3-1-3PDCA サイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントにPDCAサイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

また、Check（評価）とAction（改善）を大切にしながら、適切な総量管理を不断の見直しにより実施していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、効果の検証と課題等を確認、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。

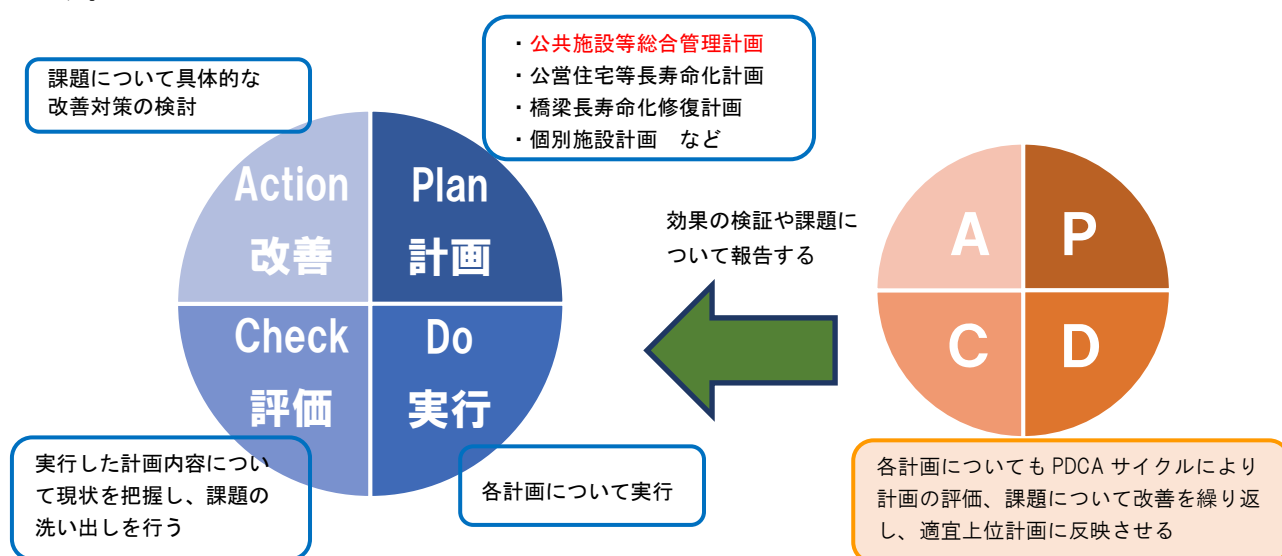


図 3-1 PDCA サイクルによる計画管理

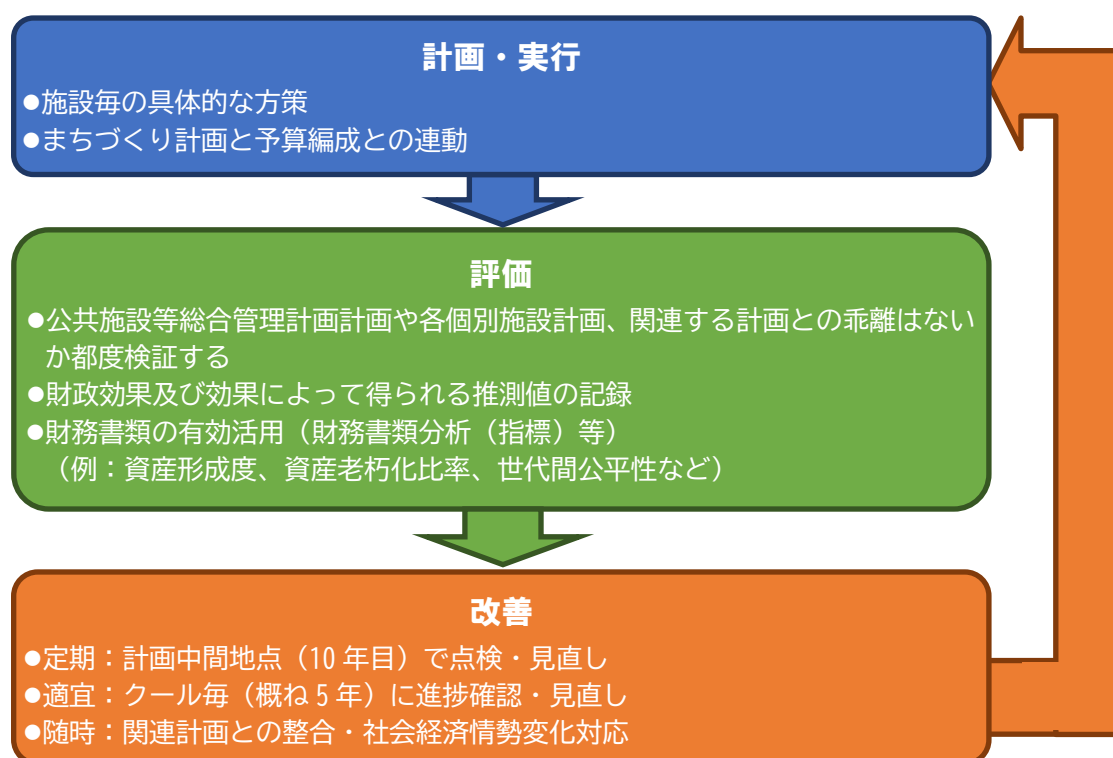


図 3-2 フォローアップ（PDCA の考え方）

3-2 基本方針

3-2-1 方針① 施設保有量の最適化

町の保有する建築系公共施設は約200施設、延べ床面積は約15万㎡ありますが、今後の更なる人口減少や厳しい財政制約が予想されるなか、現在の保有量のままでは施設の更新費用を支出することが困難な状況が生じると予想されます。

将来にわたり持続的に公共サービスを提供するためには、現在の公共施設の総量を削減し、公共施設の保有量を最適化していく必要があります。

(1) 既存施設の有効活用と新規整備の抑制

既存老朽施設の建て替えや統合等を除き、公共施設の新規整備を原則実施しないこととします。建て替え等の施設更新の際には、地域材活用、ユニバーサルデザイン化、脱炭素化に努めるなど、地域特性の活性化やノーマライゼーションについて配慮します。

また、既存施設の「用途転用」や一つの建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、施設の量を増加させることなく、町民ニーズの変化へ適切な対応を図ります。

(2) 統合や廃止の推進

利用状況、経費負担、地域バランスなどを総合的に勘案して、施設の再編・統合・廃止に取り組み、施設総量の最適化を図ります。

遊休公共施設や遊休地については基本的に売却を目指します。売却や譲渡、用途転用など施設の有効活用の可能性について検討した上で、それらの可能性がない建築系公共施設については、倒壊危険性や近隣居住環境と周辺景観への影響などを考慮し、除却事業等に対する国等の支援制度を活用しながら計画的に除却を進めます。

また、本計画に基づき廃止や統廃合が進めば、その後の利活用がされない土地・建物が増加することも考えられます。このため、未利用地については売却処分や貸付等を積極的に進めるとともに、廃止施設については、廃止後の利活用について、廃止を決定する前から検討し、廃止後は速やかに処分できるよう進める必要があります。未利用となっている財産及び今後、用途廃止が予定されている財産については、庁内照会を行い他の行政目的での利用を優先して検討するとともに、他の行政目的での利用がない場合は、民間への売却や貸付等の利活用を進めていきます。

民間への売却や貸付等を進めるに当たっては、売却を優先して検討していきます。その上で、売却が困難な財産や、将来的な利用計画がある場合であっても当分の間、供用予定の無い財産については、貸付けによる利活用を図ります。

(3) 利用者等との合意形成

施設の統合や廃止にあたっては、利用者や周辺住民との合意形成が必要であるため、十分な検討と周知の期間が必要となります。住民と公共施設に係る課題の共有に努め、必要に応じて意見を聴く機会や施設のあり方で議論する場を設けるなどの取り組みを進めていきます。

3-2-2方針② 適切な維持管理の推進

公共施設の更新・改修・維持管理などの費用削減のためには、施設総量の削減だけでなく、適切な維持管理が必要です。「壊れてから修理するのではなく、壊れないように小まめに手入れする」ことで、長期的な費用削減が期待できます。

施設の劣化状況を定期的に点検し、適切に補修・改修することで、既存公共施設を長く・大事に使っていきます。

(1) 施設の長寿命化

補修・改修を計画的かつ予防的に行うことにより、劣化の進行を遅らせ、公共施設の機能・品質を維持します。老朽化による破損や機能低下が予見される場合は早めに改修を行うことで、施設の耐用年数を延ばすこと（長寿命化）を目指します。長寿命化対策により、更新や大規模改修にかかる多額の費用支出を抑制し、予期せぬ損傷・故障などによるサービスの低下や突発的な費用支出を抑えることが期待されます。

(2) 定期的な点検・診断等の実施

公共施設の機能・品質を維持するには、定期的な点検・診断と日常的なメンテナンスが欠かせません。劣化や損傷を早期に発見することで補修費用を削減する効果も期待されます。

インフラ系公共施設については、関係省庁が作成する点検マニュアル等に基づき、定期的なパトロールや劣化状況診断を行います。建築系公共施設については施設管理者による日常点検や施設不具合の報告を適切に実施し、劣化状況や対策履歴等の情報を記録します。

発見された緊急性の高い不具合については、早急な対応をはかるとともに、点検・診断等の記録を全庁的に共有することで、今後の適切かつ計画的な維持管理に役立てます。

(3) 安全性の確保

供用中の公共施設について、パトロールや点検・診断において高い危険性が認められた場合は、利用や通行を規制するなどの安全確保措置を速やかにとるとともに、他の施設による代替可能性を含めた機能確保策を検討します。

また、供用されていない施設（遊休施設等）に高い危険性が認められた場合は、立ち入り禁止措置などを講じたうえで、近隣への影響、倒壊の危険性、除却費用などを総合的に考慮して優先順位を決定し、計画的に施設の除却等の措置を進めます。

(4) 災害時への備え・耐震性の向上

地震や風水害、雪害など災害発生時及び災害復旧時において、公共施設は避難所や福祉避難所、避難経路、防災備蓄拠点等として重要な役割を担うこととなります。

災害時等を考慮した公共施設の適正配置を平時から検討しておくとともに、防災拠点施設、避難施設等の機能の充実に努めるとともに、人命救助、物資の輸送及び避難経路を維持するため、橋梁などの耐震調査等を推進します。

3-2-3方針③ 民間等との連携・協働

町の職員や財源などの行政資源には限りがあることから、町のみで公共施設の対策に当たるのではなく、関係する地域住民や企業、周辺自治体、関係行政機関などと協力・連携して対策を進めていくこととします。

(1) 民間・団体との協働

施設を健全かつ適切に維持管理するためには、必要な技術力・ノウハウを有する者に委託することも有効です。

指定管理者制度、PPP、PFIの活用について検討し、町と民間・団体との協働により、費用削減やサービス向上を図ります。

(2) 広域連携・行政間連携

建築系公共施設の自治体間相互利用や、インフラ系公共施設に対する国・道などの技術的・経済的支援など、町単独で対応にあたるのではなく周辺自治体や関係行政機関との連携が必要です。組織間の情報交換を密にし、互いの窓口を明確化することで、円滑な連携体制を構築していきます。

表 3-2 行政と民間のパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度です。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。

3-2-4方針④ ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の長寿命化や、更新、改修の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、ユニバーサルデザインの視点を持って多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

3-2-5方針⑤ 脱炭素化の推進

公共施設等の長寿命化や、更新、改修の際は、省エネ・再エネ・蓄エネ設備の導入促進など脱炭素化に向けた取組を推進していきます。

3-2-6 計画進行管理のポイント

- ・「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化（施設管理に対する思考のシフト）
- ・施設配置や需要実態を見極めた、大胆な取捨選択
- ・真に必要とされる施設への戦略的な投資
- ＊対災害への強靱化や脱炭素化の推進など、昨今の社会情勢の変化に敏感かつ柔軟に対応する視点の強化

3-3 対策の実績

平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までに行った公共施設（建築物）の主な取り組みは下記のとおりです。

表 3-3 施設新設及び除却

年度	新設等	除却
H29 (2017)	【新築】 穂別放課後子どもセンター 【新築】 鷗川地区防災倉庫（A 棟・B 棟）	【解体】 穂別地区職員住宅（2 棟） 【解体】 穂別地区職員住宅物置（1 棟）
H30 (2018)	【新築】 末広団地 B 棟	
R1 (2019)		【解体】 緑ヶ丘会館（1 棟） 【解体】 春日住宅（3 棟）
R2 (2020)	【新築】 イモッペ生活館 【新築】 末広団地 C 棟 【建替】 鷗川高等学校生徒寮「鷗川三気塾」 【建替】 文京ハイツ	【解体】 宮戸集会所 【解体】 宮戸団地（2 棟） 【解体】 富内小学校教員住宅（5 棟） 【解体】 仁和小学校教員住宅（1 棟） 【解体】 旭岡住宅（1 棟） 【解体】 消防裏旧職員住宅（1 棟） 【解体】 中島浄水場（2 棟）※創設時旧棟 【売却】 和泉教職員住宅（2 棟・競売） 【譲与】 花岡住宅（1 棟・花岡一区自治会）
R3 (2021)	【新築】 役場本庁舎多目的スペース 【新築】 穂別地区サテライトオフィス	【解体】 緑ヶ丘団地（1 棟） 【解体】 汐見団地（1 棟） 【解体】 富内小学校教員住宅（4 棟） 【解体】 豊田浄水場（1 棟）※送水ポンプ室 【売却】 文京住宅（2 棟・鷗川農業協同組合）

表 3-4 長寿命化に資する主なもの

年度	施設名	対策内容
H29 (2017)	・ 仁和会館 ・ 栄生活館 ・ 鷗川町民体育館 ・ 産業会館 ・ 駒場団地（7号棟） ・ 若草団地（21～26号棟）	・ 屋根塗装工事 ・ 屋根葺替工事 ・ 屋根防水工事 ・ 外壁改修工事 ・ 屋根改修（カバー工法）工事 ・ 屋根改修（カバー工法）工事
H30 (2018)	・ 穂別中学校 ・ 穂別中学校教頭住宅 ・ 仁和会館 ・ さくら認定こども園	・ 屋上防水全面改修工事 ・ 屋根葺替工事 ・ 外壁塗装及び玄関ポーチ改修工事 ・ 玄関屋根防水改修工事
R1 (2019)	・ ひだまりの里「ごみ荘」 ・ グループホーム「みのり」 ・ 駒場団地（4・5号棟） ・ 双葉北職員住宅	・ 屋根改修（カバー工法）工事 ※旧田浦小学校校舎部分 ・ 屋上防水改修工事 ・ 屋根改修（カバー工法）工事 ・ 屋根塗装工事
R2 (2020)	・ ふれあい町民会館 ・ ゲートボール場 ・ ひだまりの里「ごみ荘」 ・ 駒場団地（9号棟）	・ 外壁改修工事 ・ 屋根塗装工事 ・ 屋根塗装工事 ※増築部分 ・ 屋根改修（カバー工法）工事
R3 (2021)	・ 穂別中学校教職員住宅 ・ ム・ペット館 ・ 駒場団地（1～3号棟） ・ 双葉特定公共賃貸住宅	・ 屋根葺替工事 ・ 玄関ポーチ改修、床張替え及び洗面スペース設置工事 ・ 屋根改修（カバー工法）工事 ・ 屋根塗装工事

表 3-5 平成 30 年北海道胆振東部地震関係（一部再掲）

年度	施設名	対策内容
H30 (2018)	・ 四季の館 ・ 穂別斎場	・ 施設及び附帯設備等全般修繕 ・ 火葬炉設備修繕
R1 (2019)	・ 宮戸小学校 ・ 穂別小学校 ・ 鵠川高等学校生徒寮「鵠川三気塾」 ・ 鵠川町民体育館 ・ 穂別スポーツセンター ・ 四季の館 ・ さくら認定こども園 ・ 本庁舎 ・ 穂別総合支所 ・ フラワーハイツ ・ 双葉中央団地 ・ 文京ハイツ ・ 鵠川斎場	・ 屋内運動場及び渡り廊下復旧工事 ・ 屋内運動場復旧工事 ・ 施設建替 ・ 施設復旧工事 ・ 施設復旧工事 ・ 施設及び附帯設備等全般修繕 ・ 施設復旧工事 ・ 庁舎 2・3 階書庫修繕 ・ 施設復旧工事 ・ 施設復旧工事 ・ 施設復旧工事 ・ 施設建替 ・ 施設復旧及び火葬炉設備補修工事
R2 (2020)	・ 鵠川テニスコート ・ 穂別水泳プール ・ 本庁舎・産業会館	・ 施設復旧工事 ・ 施設復旧工事 ・ 施設復旧工事

※災害復旧事業は多施設に及ぶことから、費用 100 万円以上かつ主たる事業の一部抜粋としている。

第4章 建築系公共施設の施設類型ごとの基本方針

4-1 学校教育系施設

4-1-1 学校教育系施設の概況

現在稼働している学校は小学校 3 校、中学校 2 校であり、児童生徒数は年々減少しています。鵜川中央小学校では 200 人程度、穂別小学校は 90 人程度を維持していますが、宮戸小学校は 15 人程度となっており、宮戸小学校が令和 4（2022）年度末をもって閉校となります。

教員住宅は 5 施設 43 棟、総延べ床面積は約 3,494 m²です。

表 4-1 学校教育系施設

中分類	地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (m ²)
学校	鵜川市街地	鵜川中央小学校 (給食センターを含む)	2	H6～H28 (1994～2016)	5,794
		鵜川中学校	2	H20～H21 (2008～2009)	4,858
	宮戸	宮戸小学校	3	S47～H2 (1972～1990)	2,345
	穂別仁和	仁和小学校	7	S39～H13 (1964～2001)	1,952
	穂別市街地	穂別小学校	5	H2～H7 (1990～1995)	4,109
		穂別中学校	5	S44～H7 (1969～1995)	3,238
		穂別給食センター	1	H28 (2016)	406
	穂別富内	富内小学校	6	S33～S55 (1958～1980)	1,414
教職員 住宅	鵜川市街地	鵜川中央小学校教員住宅	7	S49～H19 (1974～2007)	701
		鵜川中学校教員住宅	6	H2～H19 (1990～2007)	462
	宮戸	宮戸小学校教員住宅	2	H2～H4 (1990～1992)	158
	穂別仁和	仁和小学校教員住宅	6	S62～H17 (1987～2005)	544
	穂別市街地	穂別小中学教員住宅	22	S50～H16 (1975～2004)	1,630

4-1-2 学校教育系施設の方針

今後とも児童生徒数が減少する見通しのなか、将来の学校配置のあり方を継続的に検討しながら、公共建築物の維持管理についても検討を進める必要があります。

学校施設については、老朽施設の改修・補修を計画的に進めることで、良好な教育環境の形成と財政負担の低減化を目指します。

教員住宅については、学校配置にあわせて必要な住宅施設を確保しつつ、民間住宅の活用を図るなど柔軟な対応を図ります。

4-1-3 計画進行管理のポイント

- ・穂別地区の義務教育学校施設改修の考え方と連動した運動施設の複合化
- ・廃校全体の利活用検討課題の庁内全体化
- ・住宅需要に対応した総量の適正化（必要住宅の長寿命化と不要住宅の除却の見極め）

4-1-4 関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町教育施設長寿命化計画

4-2 町民集会系施設

4-2-1 町民集会系施設の概況

町民集会系施設は 24 施設で、建物数は 26 棟あります。

最も古いものは昭和 40（1965）年度の建築であり、旧耐震基準の昭和 56（1981）年度以前の建物が過半数の 16 棟となっています。

穂別町民センターは穂別自治区におけるコミュニティ活動の拠点であると同時に、総合支所庁舎と併せ、防災拠点機能も担っています。

また、鷗川地区の「ム・ペツ館」・「集落センター」・「漁村センター」、穂別地区の「穂別中央生活館」・「仁和会館」・「富内銀河会館」などは、地域単位の基幹的な集会施設機能を担っています。

表 4-2 町民集会系施設

地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (㎡)
鷗川市街地	ふれあい町民会館	1	H5 (1993)	351
	若草町民会館	1	S53 (1978)	250
	ム・ペツ館	1	H6 (1994)	696
田浦	川西第1集落センター	1	S57 (1982)	402
豊城	川西第2集落センター	1	S58 (1983)	407
春日	春日生活館	1	H17 (2005)	199
	萌別生活館	1	S53 (1978)	206
汐見	汐見生活館	1	S56 (1981)	214
	漁村センター	1	S58 (1983)	350
宮戸	イモッペ生活館	1	R2 (2020)	513
	川東第1集落センター	1	S55 (1980)	395
生田	川東第2集落センター	1	S56 (1981)	402
旭岡	旭岡生活館	1	S47 (1972)	144
有明	有明集会所	1	S50 (1975)	132
穂別栄	栄生活館	1	S45 (1970)	136
穂別仁和	仁和会館	1	H13 (2001)	314
	仁和下生活館	1	S48 (1973)	133
穂別和泉	穂別中央生活館	1	H12 (2000)	659
	和泉上生活館	1	S52 (1977)	149
穂別豊田	豊田生活館	2	S40 (1965)	195
穂別市街地	穂別町民センター	1	S49 (1974)	1,524
穂別稲里	稲里生活館	2	S44 (1969)	184
穂別安住	安住生活館	1	S42 (1967)	164
穂別富内	富内銀河会館	1	H28 (2016)	355

4-2-2 町民集会系施設の方針

町民集会施設は各地域のコミュニティ活動の拠点となる施設です。人口減少傾向にあるなか、今後とも持続的な施設サービスを提供するためには、施設配置のあり方を検討する必要があります。

検討にあたっては、施設の利用状況や収支状況、建物の老朽度合いのほか、地域バランスや避難所等の指定状況など防災面も考慮する必要があります。また、町民集会施設だけでなく他の用途施設も含め施設を共用（複合化）するなど、既存の施設用途の枠組みに縛られない対策を検討し、町民・利用者との議論のもと施設の集約化を図ります。

また、施設の維持管理においては、計画的な維持補修により長寿命化を図るとともに、運営管理に町民参加を促進します。

4-2-3 計画進行管理のポイント

- ・ 人口減少の背景、施設配置地区や需要実態のバランスを鑑みた集約の実現性の検証
- ・ 避難所機能、利用頻度、維持管理費用、建替費用等を踏まえた整備計画と施設配置
- ・ 譲渡前提とした場合においても、必要最小限のケア（維持）の必要性を考慮

4-2-4 関連する個別施設計画区分

- ・ むかわ町個別施設計画

4-3 社会教育系施設

4-3-1 社会教育系施設の概況

社会教育系施設は、図書館・博物館やスポーツ施設など 21 施設で、建物数は 26 棟あります。

総延べ床面積が 2,000 ㎡を超える施設は「穂別スポーツセンター」と「鵜川町民体育館」であり、ともに 1970 年代の旧耐震基準の建物ですが、両施設ともに耐震改修を実施しています。

表 4-3 社会教育系施設

中分類	地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (㎡)
図書館 ・博物館	鵜川市街地	むかわ町学習交流センター「学ぶ館」	1	S55 (1980)	409
	二宮	生涯学習センター「報徳館」	1	S59 (1984)	1,539
	穂別市街地	穂別博物館（穂別図書館含む）	2	S55～H7 (1980～1995)	1,511
		中村記念館	1	H7 (1995)	202
	穂別富内	聖観音菩薩像御堂	1	S63 (1988)	26
社会教育 施設	鵜川市街地	鵜川高等学校生徒寮「鵜川三気塾」	2	H14～R2 (2002～2020)	2,071
		郷土資料保管庫	1	S54 (1979)	310
	穂別市街地	若者交流センター	1	H12 (2000)	1,060
		穂星寮	3	S50～H9 (1975～1997)	1,042
スポーツ 施設	鵜川市街地	ゲートボール場	1	H3 (1991)	1,242
		鵜川スケートセンター	1	H6 (1994)	302
		鵜川町民体育館	1	S48 (1973)	2,266
		鵜川テニスコート 注	0	—	0
	田浦	鵜川運動公園パークゴルフ場	1	H12 (2000)	129
		田浦野球場	1	S60 (1985)	154
		田浦第2野球場	1	H18 (2006)	23
	穂別市街地	穂別スポーツセンター	1	S54 (1979)	2,367
		穂別スキー場	1	S43 (1968)	62
		穂別水泳プール	1	S40 (1965)	105
		穂別ふれあいパークゴルフ場	1	H7 (1995)	16
		穂別野球場	3	S52 (1977)	73
		穂別スケートリンク 注	0	—	0

注：「鵜川テニスコート」及び「穂別スケートリンク」には常設上屋無し。

4-3-2 社会教育系施設の方針

穂別博物館（図書館を含む）は、震災前に策定した「博物館周辺エリア再整備基本計画」の点検・検証結果を踏まえ、これまでの機能を維持しつつ、エリアにおける社会課題や地域課題を解決するため、既存の公共機能に新たな視点を加えた未来志向型の拠点施設として整備を進め、その他の社会教育施設は適切な維持管理を継続していきます。

スポーツ施設については、現有施設の維持補修と長寿命化を短期的な基本方針としながら、施設管理に民間活力の導入などを検討します。また、長期的には、新しい整備を控えながらも、サービスに大きな地域格差を生じさせないことを前提にし、近隣市町の施設との連携を含めた施設配置を図ります。

4-3-3計画進行管理のポイント

- ・ 既存施設の長寿命化工事による耐用年数の延長
- ・ 穂別地区の義務教育学校施設改修の考え方と連動した運動施設の複合化
- ・ 穂別高校の高校配置計画に応じた穂星寮の用途調整
- ・ 博物館周辺エリア再整備基本計画に基づく施設管理

4-3-4関連する個別施設計画区分

- ・ むかわ町教育施設長寿命化計画
⇒ 対象となる施設：中分類（図書館・博物館、社会教育施設）
- ・ むかわ町スポーツ施設長寿命化計画
⇒ 対象となる施設：中分類（スポーツ施設）

4-4 産業・観光・交流施設

4-4-1 産業・観光・交流施設の概況

産業・観光・交流施設は 14 施設で、建物数は 55 棟ありますが、全て昭和 55（1980）年度以降の建築です。

総延べ床面積が 2,000 ㎡を超える施設は「むかわ四季の館」「地球体験館」と「しいたけ菌床供給センター」です。

表 4-4 産業・観光・交流施設

中分類	地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (㎡)
レクリエーション施設 ・観光施設	鶴川市街地	ぼぼんた市場	1	H15 (2003)	239
		ホテル四季の風	1	H16 (2004)	1,102
		むかわ四季の館	3	H9～H23 (1997～2011)	8,940
	田浦	ふれあい農園	4	H13～H14 (2001～2002)	220
	穂別市街地	地球体験館	2	H3～H8 (1991～1996)	2,552
	穂別稲里	むかわ町国民休養地野営場	28	S55～H16 (1980～2004)	1,147
温泉施設	穂別市街地	樹海温泉ほべつ	1	S61 (1986)	263
	穂別稲里	樹海温泉はくあ	1	H10 (1998)	436
産業振興施設	鶴川市街地	商工会館	2	H14～H23 (2002～2011)	560
		産業会館	1	S59 (1984)	1,984
	穂別市街地	穂別地区サテライトオフィス	1	R3 (2021)	90
	穂別稲里	しいたけ菌床供給センター	8	H3～H8 (1991～1996)	2,300
		稲里農作業準備休憩施設	1	H15 (2003)	156
	穂別富内	富内農作業準備休憩施設	1	H11 (1999)	118
		ししゃもふ化場 ^注			

注：「ししゃもふ化場」は、R3（2021）年度末時点で本町が保有する公共施設に該当せず数字は反映していない。

4-4-2 産業・観光・交流施設の方針

産業・観光・交流施設については、交流人口の拡大と産業活性化にむけて現有施設を最大限に有効活用していきます。

また、施設管理においては、民間との連携をいっそう進め、施設の指定管理や P F I、貸付・譲渡など最適な施設管理を図ります。

更に必要に応じて費用対効果の面から施設意義を検証するとともに、将来にわたり維持する建物については日常点検の実施と不具合報告に適切に対応し、予防保全による施設の長寿命化と計画的な維持補修による費用の平準化を図ります。

特に、「四季の館」は、産業・観光・交流に加え健康・福祉・教育機能を有する基幹施設であることから、これらの機能が効果的に実現できるような施設活用を図ります。

また、「産業会館」は、本庁舎とあわせて災害時の対策本部機能や、一時避難所として防災上重要な施設であることから、今後とも適切な維持補修管理を行います。

なお、「地球体験館」は、恐竜ワールド構想等における拠点・ゾーン整備の考え方や震災による影響を踏まえ、計画期間中に解体を進め、博物館周辺エリアを未来志向型の拠点としていきます。

4-4-3計画進行管理のポイント

- ・ 主要観光施設の資産更新及び長寿命化工事による耐用年数の延長
- ・ 用途変更、民間譲渡等により、財政制約下における総量適正化
- ・ 博物館周辺エリア再整備基本計画に基づく施設管理（再掲）

4-4-4関連する個別施設計画区分

- ・ むかわ町個別施設計画

4-5 子育て支援施設

4-5-1 子育て支援施設の概況

子育て支援施設は、認定こども園が 1 施設、保育所と放課後子どもセンターが各 2 施設、発達支援センターが 2 施設で合計 7 施設、建物数は 8 棟あります。

「さくら認定こども園」の運営は令和 4 年度から民営化され、定員は 90 人、「たんぽぽ保育所」と「ひまわり保育所」の定員は共に 30 人で、年間を通じ開設されています。

表 4-5 子育て支援施設

中分類	地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (㎡)
こども園 ・地域保育所	田浦	ひまわり保育所	1	S54 (1979)	551
	花岡	たんぽぽ保育所	1	H16 (2004)	229
	穂別市街地	さくら認定こども園 (旧さくら保育所)	2	S52 (1977)	909
幼児・児童 施設	鵜川市街地	鵜川放課後子どもセンター	1	H26 (2014)	483
		むかわ町発達支援センター 鵜川たんぽぽ	1	S51 (1976)	199
	穂別市街地	むかわ町発達支援センター 穂別きらり	1	H12 (2000)	315
		穂別放課後子どもセンター	1	H29 (2017)	266

4-5-2 子育て支援施設の方針

現状の教育・保育施設等の設置・利用状況、将来にわたる児童数及び教育・保育ニーズの変化等を勘案し、「むかわ町子ども・子育て支援事業計画」の推進に向けた施設配置を図ります。当面は、民間が行うものと、町が直営で行うものを見極めつつ、既存の地域資源を最大限活用することで、子育て家庭の負担増にならないよう、子育て支援機能の充実と行政コスト圧縮の両立を目指します。

4-5-3 計画進行管理のポイント

- ・主要施設の長寿命化と、児童数減少に応じた削減
- ・さくら認定こども園の民間譲渡による総量適正化と地域保育所の将来的な利活用検証

4-5-4 関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町個別施設計画

4-6 保健・福祉施設

4-6-1 保健・福祉施設の概況

保健・福祉施設は、高齢者福祉施設が 8 施設、建物数は 10 棟あります。

最も古い建物は「高齢者憩いの家 栄和荘」となっています。

総延べ床面積が 2,000 m²を超える施設は「高齢者生活交流センターひだまりの里（高齢者共同住宅「こごみ荘」）」です。

表 4-6 保健・福祉施設

中分類	地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (m ²)
高齢福祉施設	鷗川市街地	介護予防センター	1	H15 (2003)	316
	田浦	高齢者生活交流センター 「ひだまりの里」（高齢者共 同住宅「こごみ荘」）	1	H3 (1991)	2,270
		高齢者生活交流センター 「ひだまりの里」（高齢者グ ループホーム「ふきのとう」）	1	H23 (2011)	376
	穂別仁和	高齢者憩いの家 栄和荘	1	S58 (1983)	149
	穂別市街地	高齢者グループホーム「みの り」	1	H13 (2001)	392
		ふれあい健康センター	2	H2～H4 (1990～1992)	540
	穂別稲里	高齢者憩いの家 ほたるの家	1	H1 (1989)	122
	穂別富内	高齢者生きがいセンター 「富久寿荘」	2	S61 (1986)	429

4-6-2 保健・福祉施設の方針

高齢化が進展するなか、保健福祉機能の充実ニーズは高いと考えられることから、現行施設の用途転用や複合化など様々な手段により、現行施設を最大限活用していきます。

施設管理については、民間との連携を進め、最適な施設管理を図りながら、利用者が安全に利用できる配慮・対応を行い、日常点検や不具合報告に対応し、予防保全的な補修・改修を行うことで施設の長寿命化を図ります。

4-6-3 計画進行管理のポイント

- ・既存施設の予防保全的長寿命化と、遊休施設除却による総量削減

4-6-4 関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町個別施設計画

4-7 医療施設

4-7-1 医療施設の概況

医療施設は、診療施設 2 施設と診療職員住宅 2 施設、医療施設 1 施設と病院職員住宅 1 施設の合計で 6 施設あります。建物数は合計で 15 棟ありますが、最も古い建物でも昭和 60（1985）年度で、全て新耐震基準の建築です。

総延べ床面積が 2,000 m²を超える施設は「むかわ町鵠川厚生病院」です。

表 4-7 医療施設

中分類	地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (m ²)
診療施設	穂別市街地	むかわ町国民健康保険穂別診療所	4	H19 (2007)	1,861
		穂別歯科診療所	1	H4 (1992)	272
診療職員住宅	穂別市街地	穂別診療所医師住宅	5	S60～H25 (1985～2013)	428
		穂別診療所看護師住宅	2	H2 (1990)	342
医療施設	鵠川市街地	むかわ町鵠川厚生病院	1	H24 (2012)	3,585
病院職員住宅	鵠川市街地	鵠川厚生病院医師職員住宅	2	H22～H23 (2010～2011)	1,250

4-7-2 医療施設の方針

「鵠川厚生病院」と「穂別診療所」は町内における医療の基幹施設であることから病診連携を深め、安定的な医療サービスを提供すべく、日常点検や不具合報告に対応した早期補修など適切な維持管理に努め、建物の長寿命化を図ります。

「医師・職員住宅」についても医療スタッフ確保のために必要不可欠な施設であることから、職員数の動向に応じた適正数量を把握しながら、老朽建物の更新・改修や早期補修による長寿命化、民間住宅の活用など適切な維持管理を図ります。

4-7-3 計画進行管理のポイント

- ・施設機能重要度の高い鵠川厚生病院及び穂別診療所の計画的整備による維持
- ・医師・看護師住宅の需要を見極めた上で、施設除却による総量削減

4-7-4 関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町個別施設計画

4-8 行政系施設

4-8-1 行政系施設の概況

行政系施設は、庁舎等が 2 施設、その他行政施設が 17 施設で合計 19 施設、建物数は 31 棟です。

「穂別総合支所」と「旧花岡小学校（役場倉庫）」「車両センター」の他、職員住宅の一部が旧耐震基準の建築物となっています。（「穂別総合支所」は耐震診断を実施しており、耐震基準を満たしています。）

総延べ床面積が 2,000 m²を超える施設は「本庁舎」です。

表 4-8 行政系施設

中分類	地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (m ²)
庁舎等	鶴川市街地	本庁舎	2	H14 (2002)	2,082
	穂別市街地	穂別総合支所	3	S49～H7 (1974～1995)	1,790
その他 行政施設	鶴川市街地	旧花岡小学校（役場倉庫）	1	S31 (1956)	1,422
		車両センター	1	S56 (1981)	244
		職員住宅	5	S49～S56 (1974～1981)	536
		鶴川地区防災倉庫	2	H29 (2017)	158
		役場本庁舎多目的スペース	1	R3 (2021)	208
	穂別豊田	穂別防災備蓄倉庫	1	H13 (2001)	108
		除雪センター	1	H16 (2006)	134
		穂11（双葉南職員住宅）	1	H11 (1999)	174
	穂別市街地	穂43（双葉職員住宅）	2	S43 (1968)	78
		穂14（柏2号職員住宅）	1	H14 (2002)	157
		穂12（柏4号職員住宅）	1	H12 (2000)	151
		穂10（柏3号職員住宅）	1	H10 (1998)	150
		穂4（柏5号職員住宅）	2	H4 (1992)	102
		穂1（明穂職員住宅）	1	H1 (1989)	148
		穂3（双葉中央職員住宅）	2	H3 (1991)	168
		穂63（双葉北職員住宅）	2	S63 (1988)	157
		穂6（柏6号職員住宅）	1	H6 (1994)	86

4-8-2 行政系施設の方針

「本庁舎」や「穂別総合支所」など行政施設は、平時だけでなく災害時の防災拠点としても重要な施設であることから、安全性の確保を図ります。また日常点検や不具合報告に対応し予防保全を実施することで、建物の長寿命化と機能の確保を図ります。

また、効率的なスペースの活用を図りながら、今後の組織形態に応じた施設の有効活用を検討します。

「職員住宅」については、職員数の動向に応じ必要な数量を見極めつつ、老朽建物の更新・改修や早期補修による長寿命化、民間住宅の活用など適切な維持管理を図ります。

4-8-3計画進行管理のポイント

- ・ 基幹行政施設である本庁舎及び穂別総合支所の計画的整備
- ・ 人口減少に伴う職員数変容に応じ、住宅必要量の維持、不要量の見極めによる総量適正化

4-8-4関連する個別施設計画区分

- ・ むかわ町個別施設計画

4-9 公営住宅

4-9-1 公営住宅の概況

公営住宅は 30 施設で建物数は 173 棟、総延べ床面積は約 41,400 ㎡であり、建築系公共施設の約 27%を占めています。

また、旧耐震基準の昭和 56（1981）年度以前の建物が 111 棟、約 18,900 ㎡と公営住宅全体の半数近くを占めています。

表 4-9 公営住宅

地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (㎡)
鶴川市街地	松風団地	11	H7～H15 (1995～2003)	1,499
	大原団地	3	H19～H21 (2007～2009)	2,022
	大原第2団地	9	S43～S51 (1968～1976)	1,418
	洋光団地	32	S40～S46 (1965～1971)	5,335
	若草団地	26	S46～S50 (1971～1975)	4,291
	駒場団地	9	S54～S61 (1979～1986)	1,982
	文京ハイツ	1	R2 (2020)	1,031
	フラワーハイツ	1	H25 (2013)	1,049
	末広団地	3	H27～R2 (2015～2020)	2,885
春日	春光団地	1	S51 (1976)	205
	春日団地	1	S46 (1971)	157
汐見	汐見団地	2	S37～S45 (1962～1970)	273
旭岡	旭岡団地	1	S38 (1963)	132
穂別栄	栄団地	1	H16 (2004)	152
穂別仁和	仁和団地	3	S47～S48 (1972～1973)	579
穂別和泉	和泉団地	3	S49～H4 (1974～1992)	516
穂別豊田	豊田団地	2	S47 (1972)	330
	双葉特定公共賃貸住宅	3	H9～H10 (1997～1998)	639
穂別市街地	緑ヶ丘団地	22	S40～H8 (1965～1996)	7,098
	山手団地	8	S58～S62 (1983～1987)	1,843
	柏団地	4	S55～S63 (1980～1988)	909
	柏南団地	12	H1～H10 (1989～1998)	3,708
	双葉団地	1	H4 (1992)	331
	明穂南団地	2	S51～S52 (1976～1977)	454
	双葉中央特定公共賃貸住宅	2	H11～H12 (1999～2000)	700
穂別富内	富内団地	1	S46 (1971)	157
	富内市街団地	3	S51～S61 (1976～1986)	617
	富内中央団地	6	H1～H15 (1989～2003)	1,127

4-9-2 公営住宅の方針

財政制約のため事後保全的な措置とならざるを得ない状況がありますが、長期的な視点でライフサイクルコストを縮減するためには予防保全による長寿命化が必要です。

そのため「むかわ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化が著しい公営住宅の計画的な建替えや改善・修繕を実施し、一部の老朽団地等については財政負担の軽減と居住環境の向上を図るため、入居者の集約移転や建て替え、老朽住棟の除却を進めます。

町の住宅施策においては、公営住宅整備だけでなく、民間活用やリフォーム助成などの施策を組み合わせることで総合的に対策を実施します。そのため、公営住宅のうち条件が整ったものについては、住宅ニーズの変化に対応すべく用途や入居基準の見直しについても議論・検討を行います。

4-9-3計画進行管理のポイント

- ・むかわ町公営住宅長寿命化計画に基づく総量管理

4-9-4関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町公営住宅等長寿命化計画

4-10 公園施設

4-10-1 公園施設の概況

公園施設は9施設で建物数も9棟です。

旧耐震基準の昭和56年度（1981年度）以前の建物は2棟です。

最も大きい「河川公園（管理棟・トイレ）」で133㎡であり、それ以外は全て100㎡未満の建物となっています。

表 4-10 公園施設（建築物）

地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (㎡)
鶴川市街地	西郊公園公衆便所	1	H28 (2016)	7
	福住たこ公園公衆便所	1	H28 (2016)	7
	花園公園公衆便所	1	S42 (1967)	10
	福住どろんこ公園公衆便所	1	H22 (2010)	9
穂別市街地	ふれあい公園公衆便所	1	H6 (1994)	33
	つつじ山公園公衆便所	1	H4 (1992)	40
	ホッピー公園公衆便所	1	H5 (1993)	93
	河川公園（管理棟・トイレ）	1	H5 (1993)	133
穂別富内	富内銀河公園駅舎	1	S12 (1937)	91

4-10-2 公園施設の方針

公園施設の多くは公衆便所・遊具等であり、今後とも適切な更新・改修・補修を図り機能を確保するとともに、安全な施設を保っていきます。

また、多くの公園は一時避難所として指定されており、防災の面でも重要な役割を担っていることから、「むかわ町公園施設長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全による施設の長寿命化を図ると共に、維持管理においては地域住民との連携・協力を今後とも進めていきます。

4-10-3 計画進行管理のポイント

- ・基本方針と同様、また、むかわ町公園施設長寿命化計画の見直しに応じた計画的対応

4-10-4 関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町個別施設計画
- ・むかわ町公園施設長寿命化計画

4-11 その他施設

4-11-1 その他施設の概況

斎場、交通施設、貸付施設、用途廃止により遊休化している施設など既述の分類にあてはまらない施設を「その他施設」として本節で取り扱います。その他施設は合計 29 施設、建物数は 49 棟あります。

表 4-11 その他施設

地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (㎡)
鶴川市街地	交通ターミナル	1	S62 (1987)	143
	旧寿の家	1	S49 (1974)	186
	末広公衆トイレ	1	H1 (1989)	23
	旧職員住宅45	2	S45 (1970)	197
	青葉住宅	2	S50 (1975)	241
	新生通りバス停	2	H14～H23 (2002～2011)	21
田浦	田浦住宅	4	S48～H3 (1973～1991)	267
二宮	二宮住宅	4	H5 (1993)	291
春日	春日住宅	1	S43 (1968)	95
	春日バス待合所	1	S61 (1986)	26
	旧春日小学校体育館	1	S39 (1964)	211
汐見	鶴川斎場	1	H2 (1990)	304
宮戸	宮戸公衆便所	1	S46 (1971)	15
花岡	花岡住宅	1	S54 (1979)	120
生田	旧生田小学校	2	S36～H9 (1961～1997)	1, 241
	旧生田小町有住宅	3	H2 (1990)	291
穂別仁和	旧仁和中学校	2	S39～S45 (1964～1970)	978
	栄入口バス停留所	1	H14 (2002)	11
	仁和住宅	6	S55～S60 (1980～1985)	371
穂別和泉	旧和泉小学校	1	S33 (1958)	2, 034
	穂別斎場	1	H2 (1990)	316
	旧和泉教職員住宅	1	S63 (1988)	76
	豊田入口バス待合室	1	H11 (1999)	11
穂別豊田	納骨堂	1	S60 (1985)	10
	旧豊田消防団車庫	1	S52 (1977)	30
穂別市街地	高齢者事業団事務所	1	S55 (1980)	81
穂別稲里	旧稲里小学校	1	H10 (1998)	2, 223
	旧稲里小学校教職員住宅	3	S61～H9 (1986～1997)	296

4-11-2 その他施設の方針

用途廃止施設の内、遊休化しているものについては、基本的に売却や譲渡、施設の用途転用など有効活用の可能性について検討し、それらの可能性がない施設は、倒壊危険性や近隣居住環境や周辺景観への影響などを考慮して計画的に除却を進めます。

その他施設については、将来的な利用動向やコスト・老朽度合いなどを総合的に勘案し、施設の適正配置と維持管理を図ります。

4-11-3 計画進行管理のポイント

- ・ 遊休施設の譲渡、除却の着実な推進
- ・ 普通財産化されている廃校利活用検討の全体化
- ・ 策定予定の地域公共交通計画に応じたバス停管理

4-11-4 関連する個別施設計画区分

- ・ むかわ町個別施設計画

第5章 インフラ系公共施設の施設類型ごとの基本方針

5-1 道路

5-1-1 道路の概況

むかわ町の管理する道路の延長は約 464 km、道路部面積は約 266 万 m²です。

表 5-1 町道の延長と面積

	路線数 (路線)	実延長 (m)			道路部面積 (m ²)
		舗装道	未舗装道	合計	
1級	27	46,513	19,996	66,509	482,372
2級	40	55,252	18,695	73,947	504,598
その他	457	119,198	204,773	323,971	1,673,311
合計	524	220,963	243,464	464,427	2,660,281

5-1-2 道路の方針

「むかわ町道路ストック修繕計画」に基づき、計画的な道路の改修・維持管理により、安全で安心な道路機能の確保と構造物のライフサイクルコストの縮減を図ります。

そのため、道路の定期的な点検と、ストック確認を実施し、損傷程度および対策の必要性などを評価します。点検結果、補修履歴などのデータを蓄積することで、計画的な改修・維持管理の検討資料とします。また、早期に道路施設の損傷を発見し、必要な対策を効果的かつ効率的に実施することで道路の長寿命化を図ります。

5-1-3 計画進行管理のポイント

- ・基本方針と同様、また、むかわ町道路ストック修繕計画の見直しに応じた計画的対応

5-1-4 関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町道路ストック修繕計画

5-2 橋梁

5-2-1 橋梁の概況

むかわ町が管理する橋梁は全 176 橋（内、横断歩道橋 1 橋）です。

176 橋のうち建設後 50 年以上を経過する高齢化橋梁は、令和 4（2022）年 3 月現在では 41 橋で全体の 23%ですが、10 年後の令和 14（2032）年には 99 橋で全体の 56%、さらに 10 年後の令和 24（2042）年には 126 橋で全体の 72%となり、今後、急速に高齢化橋梁が増大する見通しです。

表 5-2 町の管理する橋梁の数

	対象橋梁数
1 級町道	26
2 級町道	39
その他町道	111
合計	176

※横断歩道橋 1 橋を含む



図 5-1 むかわ町における建設後 50 年以上経過する橋梁数の推移

資料：「むかわ町橋梁長寿命化修繕計画」（令和 4（2022）年 3 月改訂）

5-2-2 橋梁の方針

橋梁については、管理橋の老朽化に対応するため、従来の「事後保全的」な対応から「予防保全的」な対応に転換を図るとともに、むかわ町橋梁長寿命化修繕計画により修繕及び架替えに係る費用のコスト縮減を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保します。

そのため、日常的にパトロール・清掃などを実施するとともに定期的に点検を行います。また「むかわ町橋梁長寿命化修繕計画」において長期的なコストを検討したうえで適切に修繕を進めます。

5-2-3 計画進行管理のポイント

- ・基本方針と同様、また、むかわ町橋梁長寿命化修繕計画の見直しに応じた計画的対応

5-2-4 関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町橋梁長寿命化修繕計画

5-3 上水道

5-3-1 上水道の概況

上水道管の総延長は約 193 kmです。

水道施設（建築物）は 16 施設、建物数は 25 棟であり、最も大きいものは「春日浄水場」です。

表 5-3 むかわ町の上水道管の延長

	延長（m）
鶴川地区（上水道）	103,182
穂別地区（簡易水道）	90,302
合計	193,484

表 5-4 水道施設（建築物）

中分類	地区名	施設名	建物数	建築年度 （西暦）	総延べ床 面積（㎡）
水道施設	春日	春日浄水場	1	H12（2000）	1,115
	宮戸	川東地区増圧ポンプ場	1	H13（2001）	158
簡易水道等施設	穂別栄	栄ポンプ場	1	S56（1981）	26
	穂別仁和	仁和浄水場	4	S56～H13 （1981～2001）	63
	穂別市街地	東雲ポンプ場	1	S56（1981）	31
		低区配水池	2	S34～S61 （1959～1986）	20
		中島浄水場	2	S50～S54 （1975～1979）	50
	穂別稲里	稲里浄水場	2	S61（1986）	754
	穂別平丘	平丘ポンプ場	1	S57（1982）	42
	穂別安住	安住第1ポンプ場	1	S54（1979）	26
		安住第2ポンプ場	1	S55（1980）	25
	穂別富内	富内第2ポンプ場	1	S55（1980）	42
		富内浄水場	4	S39～S62 （1964～1987）	60
	穂別福山	福山ポンプ場	1	S51（1976）	12
飲料水供給施設	汐見	汐見第2共同井戸	1	S63（1988）	17
		汐見地区飲料水供給施設	1	H1（1989）	55

5-3-2 上水道の方針

給水ニーズの変化に対応し、安全安心な水道水を安定的に供給すべく、施設配置の最適化を図るとともに水道施設の定期点検とメンテナンスを着実に実施し、施設の長寿命化を行います。

また、耐震性や老朽度など水道施設の現状を調査・把握し、水道施設の計画的な更新に努めます。

5-3-3 計画進行管理のポイント

- ・経営戦略等、管理計画に基づく総量管理

5-3-4 関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町水道事業アセットマネジメント計画
- ・むかわ町個別施設計画

5-4 下水道

5-4-1 下水道の概況

下水道管の総延長は約 48 kmです。

下水道施設（建築物）は 4 施設、建物数は 6 棟であり、最も大きいものは「むかわ下水処理場」です。

表 5-5 むかわ町の下水道管の延長

区分	地区	整備延長 (m)
公共下水道	鶴川地区	29,907
農業集落排水	穂別地区	13,190
	富内地区	3,251
	栄一地区	1,227
合計		47,575

表 5-6 下水道施設（建築物）

中分類	地区名	施設名	建物数	建築年度 (西暦)	総延べ床 面積 (㎡)
公共下水道施設	鶴川市街地	むかわ下水処理場	3	H8 (1996)	2,002
農業集落排水施設	穂別栄	栄一浄化センター	1	H12 (2000)	238
	穂別市街地	穂別浄化センター	1	H4 (1992)	658
	穂別富内	富内浄化センター	1	H9 (1997)	249

5-4-2 下水道の方針

下水道の維持管理水準を確保しつつ、下水道サービスを持続的に提供していくため、下水道施設の定期点検とメンテナンスを着実に実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、人口配置や下水処理量の変化が見込まれるなか、最適な下水道サービスのあり方を検討し、施設の計画的な更新に努めます。

5-4-3 計画進行管理のポイント

- ・経営戦略等、管理計画に基づく総量管理

5-4-4 関連する個別施設計画区分

- ・むかわ町下水道ストックマネジメント計画
- ・むかわ町農業集落排水施設最適整備構想
- ・むかわ町個別施設計画

5-5 公園

5-5-1公園の概況

むかわ町の公園は、「都市公園」（鵠川地区）が 15 か所、「公園」（穂別地区）が 7 か所、「児童遊園地」（鵠川地区の汐見、宮戸）が 2 か所あります。

表 5-7 むかわ町の公園

分類		地区名	公園名	設置年度（西暦）	面積（ha）
都市公園	街区公園	鵠川市街地	福住たこ公園	S48（1973）	0.33
	街区公園	鵠川市街地	花園公園	S40（1965）	0.32
	街区公園	鵠川市街地	西郊公園	S47（1972）	0.27
	街区公園	鵠川市街地	なかよし公園	S57（1982）	0.25
	街区公園	鵠川市街地	福住どろんこ公園	H5（1993）	0.21
	街区公園	鵠川市街地	洋光公園	S46（1971）	0.17
	街区公園	鵠川市街地	若草公園	S51（1976）	0.07
	街区公園	鵠川市街地	ひかり公園	S49（1974）	0.15
	運動公園	鵠川市街地、宮戸	たんぼぼ河川緑地	S51（1976）	61.90
	運動公園	田浦	鵠川運動公園	S49（1974）	16.20
	都市緑地	鵠川市街地	大成緑地	S58（1983）	0.04
	都市緑地	鵠川市街地	鵠川の泉	H7（1995）	0.02
	都市緑地	鵠川市街地	青葉公園	H9（1997）	0.03
	都市緑地	鵠川市街地	まちの森	H1（1989）	10.46
	緑道	鵠川市街地	中央緑道	S55（1980）	0.50
公園		穂別福山	オロロップ公園	H5（1993）	0.68
		穂別市街地	ふれあい公園	H5（1993）	1.27
		穂別市街地	ホッピー公園	H4（1992）	0.27
		穂別市街地	ほべつ道民の森公園	H7（1995）	72.68
		穂別市街地	リバーサイドパーク	S59（1984）	5.13
		穂別市街地	中村記念公園	H17（2005）	31.56
		穂別富内	富内銀河公園	H10～12（1998～2000）	3.13
児童遊園地		宮戸	宮戸遊園地	S51（1976）	0.61 の一部
		汐見	汐見遊園地	S53（1978）	0.19

5-5-2公園の方針

今後とも適切な更新・改修・補修を図り機能を確保するとともに、安全な施設を保っていきます。

また、多くの公園は一時避難所として指定されており、防災の面でも重要な役割を担っていることから、「むかわ町公園施設長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全による施設の長寿命化を図ると共に、維持管理においては地域住民との連携・協力を今後とも進めていきます。

5-5-3計画進行管理のポイント

- ・ 基本方針と同様、また、むかわ町公園施設長寿命化計画の見直しに応じた計画的対応

5-5-4関連する個別施設計画区分

- ・ むかわ町個別施設計画
- ・ むかわ町公園施設長寿命化計画